

警案監獄學會雜誌

第三卷 第六號
目 録

論說

●清浦全君歸朝セラル

學習經驗記者

警察監獄ノ原理ニ及ブ(承前)

法學士 石田氏 幹

二條ノ監獄數ノ比較ニ就テ（左

法學士 三 生

●警察官(本前)

●檢視に就て（承前）

立溪學人

● 法令註解

●豫戒令詳釋

法學士 岡喜七郎

●火藥取締規則註解

●巡査用想則註所（承前）

●統計

●明治廿四年十二月々末現在全國

在監人表

●問答

●新聞紙編輯人の責任等に關しヘ
——氏の回答

● 雜 錄

●看守訓練試作(水前)

門外漢稿

寄書

● 凡人に接する或者の態度を論ず

在浦相下間鳳城

む

東京 某生 投稿

岡山 吉備男子稿

● 雜報

死の邊に
水に

●監獄署内の電燈は、豫戒命令取消の訴●在監人の訴●囚徒の族費

●各署本會へ報告摘要 ●山梨縣監

一、**諸君**の休役
二、**諸君**の利
三、**諸君**の手
四、**諸君**の
五、**諸君**の
六、**諸君**の
七、**諸君**の
八、**諸君**の
九、**諸君**の
十、**諸君**の

典獄内教者新令第三號に就て

●看守部長の設置に就ては、在監人の
身就ては看守諸君に注意を

望●死●利●囚●巡●敦●智●所●助●敦●

巡查部長に對する敬禮に付其筋へ
問合●火藥の密造●郵便局に於け

る遺失物ノ處分●警部長會議の有

無●逋貨の増作●新工屋の計知徳

● 附錄

警 察 監 獄 學 會 發 兌

●小河滋次郎氏著日本監獄法講義ハ幸ニ當局者ノ贊助ヲ辱フシ數千部發賣致シ其發行ノ如キハ既ニ
●第四版ヲ經候處尙ホ今日ニ至リ需用セラル候間此際尙ナカテ御取調之上否ヤ至急御回報底發行
●レハ迎僅少トモ充分御勸誘ノ見込ニ付將來新任ノ吏員方ニテ該書ヲ需用被下度希望ニ堪ヘサルナリ
●勿論其他トモ以テ終結致度見込ニ付將來新任ノ吏員方ニテ該書ヲ需用被下度希望ニ堪ヘサルナリ
●印刷ハ今回ヲ以テ終結致度見込ニ付將來新任ノ吏員方ニテ該書ヲ需用被下度希望ニ堪ヘサルナリ
●ハ應シ兼テ候次第ニ付若シ出來得ヘキ儀ニ候ハ、右備本トシテ御需用被下度希望ニ堪ヘサルナリ

●本會出版ニ係ル
變死傷無冤錄述
再版ハ續々申込有之今ハ纔カノ殘本ヲ存スルノミ
有志諸君ハ此際至急申込アラント冀望ス

●前々號ヨリ豫告セシ法律原論假表紙ハ本誌ノ附録トシテ呈進ス
然ルニ該紙質頗ル良好ナルヲ以テ此上他ノ附録ヲ添付スルモ制限内ノ量目ヲ超過スルノ恐レアル
ヲ以テ乍遺憾法律原論本文ノ附録ハ一回之レヲ除クニ至レリ讀者諸君此旨了セラレタシ

●警察監獄ニ關スル有益ノ御寄稿ハ力メテ迅速ニ掲載セシメテ期スト雖氏記事ノ緩急材料ノ都合有之時ニ或ハ遲延ヲ來タスコアルヘキモ早晚必ラス本誌ニ登錄スヘキヲ以倍々金玉ノ御寄稿アラシ切望ニ堪ヘサルナリ

豫約出版廣告

內務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
內務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
內務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

看守 必携
獄務提要

豫約法

○製本
〔本表〕上等房來紙
〔表紙〕クロース金字入

○定	○豫約減價	○運送費
一部金五拾錢	一部前金三拾五錢	一部前金四錢

○特別割引

貳拾部以上	一部金三拾二錢
五拾部以上	運送費一部金四錢 一部金二拾八錢
百部以上	運送費一部金四錢 一部金貳拾八錢
上記ノ割引ハ官署典獄書記看守長本會會費取撫主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ノ分ニ限ルヘシ	運送費本部支辨

警察監獄學會

○送金

完
二拾部以下ハ申込ノ際前金ヲ要ス
拾部以上ハ一纏申込ノ分ハ本年四月
十五日迄ニ於テ二回ニ割賦拂込マル
モ妨クナシ但月賦金送付遅延スル
ハ都テ定價ヲ請求スヘシ送金ノ
節ハ郵便又ハ銀行爲換トシテ本部宛
テ付セラレタス通運便チ以テ送金セ
送付ハ其持込貨ヲ加ヘラレタシセ
宮城縣管内豫約員ニ張リ仙臺市大町

○申
込

テ本年二月十五日ヨリ申込ノ順序ヲ以
郵便汽車 汽船便ノ内冊數及土地
便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

○發送

出版部

警察監獄學會雜誌第二卷第六號

本書は著者が多年研究し得られたる監獄學上の識驗を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般、緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監督より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣らひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以て獄務の梗概を知り再誦以て執務の要領を悟り數回之を誦讀研究するに於ては大に以て監獄學の知識を養成するを得へし。本書は分つて九章となす即ち第一章に於ては緒言を述べ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述べ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち性格、性質、技能、知識等の狀況を述べ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又は戒護の要は何にあり如何に之を執行し得らるべきや等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に、監獄に於て運動、教誨及び學業を施行する所以の趣旨を論じ之に處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更に進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守が監獄官吏として囚人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特に獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述べ、上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項は最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり。

本書題註して看守必携と謂ふと雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂、看守と稱する内には看守以下之の吏員をも包括しあるものなりとす、這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君が本書を必要とせらるゝか如く女監取締、押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感ぜらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す、何んとなれば先づ其下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざる所以なる歟、將要前記する所の如きものは單に看守必携と謂はすして汎く獄務提要と命名せられたる良著書なるは論を俟たず故に願はくは先づ教科書として之を採用せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守として獄務に従事せらるゝの諸君は必らず一本を備へて之を研究せられんことを希望す。

警察監獄學會雜誌第三卷第六號

論 說

●清浦奎吾君歸朝せらる

學 會 雜 誌 記 者

予輩は今讀者諸君に向て前警保局長清浦奎吾君閣下か其の周遊萬里の長旅を終ひ
本月上旬を以て健康前日に倍し雲の如く簇りたる歡迎者萬歳の聲裡に勢ひ善く歸
朝せられたる吉報を頒つの快を見る、回想すれば閣下か其周遊の途に上られたるの
日は今を距ること僅かに一春秋の前たるに過ぎされとも然かも朝々指を屈して其
の歸期の一日も早からんことを待ち詫ひたる予輩の心より之を見れば一年の星霜
決して短かかりしとは謂ふこと能はざるなり予輩曾て閣下を送る時に於て之を言
へり曰く閣下の敏明なる何んを必ずしも凡庸の士と班を同ふして長く彼の地に滯
在せらるゝことを要せんやと然り一年の星霜は閣下に取りても亦た決して短かさ
經過には非さりとなり此の短かからさりし時間に於て其の善き眼と善き耳と善き
腦とを以て觀察し而かも其の得意なる野盡き山窮て其雌雄を囊括するに至らされ

は止まざるの精索力を以て按獵せられたるの結果は必らずや斯道の改良進歩を董督幫助するに十分なる資料を収め得られたることなるを信す予輩は實に之を信す曩きに閣下を新橋停車場に歓迎したるの時、其の眉宇の飛動せる間に於て既に予輩か斯道の爲めに閣下に注文したる幾多の土産物を齎らし歸へられたることを確認せり、職に警察監獄に従事する所の者、宜しく予輩と共に大に其意を強ふする所ありて可なり。今や閣下は直接に斯の事務を統督するの局に當らるゝの身に非すと雖然かも閣下と斯道との關係は敢て前日と異なる所あらざるなり、啻たに異なる所あらざるのみならず、歐洲巡遊の一事は此の關係をして益々其の密切なるを致し到底復た絶たんと欲して絶つて能はざるの業縁(閣下の鵬志より之を言へば)を固結せしむるに至れり、警察監獄、殊に監獄の前途是れより將さに多事ならんとす願はくは其養成し得られたる新勢力を以て大に世人の迷夢を喝破せよ、世人をして警察監獄の整否は國權の消長に關すること最も大なる所以の理を開悟するに至らしめよ、益々予輩は斯道に従事する者を叱勵して奮發興起する所あらしめよ、言はんと欲する所徒らに多くして筆到らず、謹んで閣下の歸朝を祝し併せて予輩の冀望を述へて此に及ぶ

● 犯罪ト刑罰ノ關係ヲ論シ併セテ警察監獄ノ原理ニ及ブ(承前)

法學士 石 田 氏 幹

上述ノ如ク公法ト云ヒ私法ト云ヒ皆國家人民ノ生存ヲ規定スル必要條件ニシテ此必要條件ハ第一生存ヲ制限スルニ依ルモノナレハ此必要條件即チ法ヲ破ルモノハ第二生存ヲ蔑視シ第一生存ヲ有害的ニ維持スルモノナリト謂ハサルヲ得ス而シテ此第一生存ヲ有害的ニ維持スルノ有様ニ二様ノ區別アリ一チ不道德ト云ヒ一チ犯罪ト云フ

然ラハ此二者ノ間ニ於テ如何ナル區別アリヤト云フニ不道德ハ主トシテ内意ニ關スルモノニシテ犯罪ハ主トシテ外行ニ關スルモノナリ不道德ハ内ニ匿レテ顯レズ犯罪ハ外ニ顯レテ匿レズ不道德ハ其程度ヲ知ルコト困難ニシテ犯罪ハ其程度ヲ測ルコト容易ナリ不道德ハ道德家ノ取締ル所ノモノニシテ犯罪ハ國家ノ取締ル所ノモノナリ道德家ハ行爲ノ如何ナルヤヲ問ハスシテ唯其意志ノ善ナリヤ惡ナルヤヲ見ル國家ハ其意志ノ如何ナルヤヲ問ハサルニアラサレモ主トシテ其行爲ノ適法ナリヤ否ヤヲ見ル道德家ハ無形的ニ其非意ヲ責メ國家ハ有形的ニ其惡爲ヲ罰ス悔悟

ハ無形のノ懲戒ニシテ刑罰ハ有形のノ苛責ナリ

此二者間ノ區別タルヤ數百年來漸ク明晰ニナリ其此等ヲ取締ル所ノ機關ヲ異ニセサルヘラカサルノ必要ヲ感シタルニヤ諸國大ニ其方針ニ據リ國家ノ取締ルヘキ事柄ト否ラサルヘキ事柄トヲ區分シ之カ法則ヲ規定セリ若シ夫レ然ラスシテ此二者ヲ混亂セン乎則チ國家ハ其行爲ノ適法ナリヤ否ヤヲ深ク究メスシテ直ニ其意志ヲ妄想シ刑罰ヲ科スルノ弊ナキ能ハス而シテ又道德家ハ其意志ノ善ナリヤ惡ナルヤヲ遠ク質サスシテ擅ニ其行爲ヲ捕捉シテ懲戒ヲ加フルノ恐ナキ能ハサルナリ此ニ於テ世ハ恐懼ノ時代トナリテ人間社會ノ組織ヲ打破スルニ至ルモ亦疑ヲ容ルヘキニアラサルヘシ

然ルニ上述ノ如ク諸國カ進化スルニ從ヒ大ニ其區別ヲ感シ如何ニシテ國家ハ其取締ヲ爲スヘキヤヲ案出セリ而シテ其取締ノ方法タルヤ犯罪ノ程度ヲ測リ其程度ニ應シテ適當ナル刑罰ヲ科スルニ在リ然ラハ其適當ナル刑罰ハ如何ナルヤト云フニ一言以テ之ヲ蔽ヘハ犯罪者ニ同一ノ惡報ヲ科スルヲ云フナリ即チ人ノ生命ヲ剝奪セシ犯罪人ニ刑罰ヲ科スルニハ同一ノ惡報即チ犯罪人ノ生命ヲ剝奪スル如キ又人

ノ財産ヲ掠奪セシ犯罪人ニ刑罰ヲ科スルニハ同一ノ惡報即チ財産ヲ掠奪セシ結果ト同シキ獨立ヲ奪ヒ之ヲ獄中ニ投スルカ如キ是レナリ

國家ノ取締ルヘキ上述ノ原則即チ犯罪人ニ同一ノ惡報ヲ科スルノコトハ諸國ノ文學ニ依リテ大ニ其光輝ヲ輝カセリ何トナレハ文學ノ最上目的ハ吾人ノナシタル行爲ハ吾人カ如何ニ其結果ヲ避ントスルモ避クル能ハスシテ其行爲ト同一ノ惡報ヲ吾人ハ蒙ルヘシトノコトヲ説明スルモノナレハナリ而シテ此等ノ點ニ於テハ文學ハ他ノモノヨリ最モ了解シ易ク最モ詳密ニ其因果ヲ描出スルモノト謂フヲ得ヘシ彼ノ有名ナル詩大家ホーマー。ダント。セークスピアー等ノ如キハ最モ此術ニ長セルモノ、如シ

實ニ哲學家アリストートルノ云ヘル如ク詩ハ此點ニ於テハ歴史ヨリモ眞正ナリト謂フヲ得ヘシ蓋シ歴史ハ人ノ行爲ト意志トノ關係ヲ判明スルコト能ハサルヲ往々アレヒ詩文ハ然ラスシテ實ニ此二者間ノ關係ヲ判明ニシ第二生存ノ必要ナルコトヲ舉示シ國家ノ刑罰ヲ要セスト雖ヒ充分ニ吾人ノ惡爲ニ懲戒ヲ加エリト謂フヘシ是レニ由リテ之ヲ觀レハ詩文ハ國家ノ取締ルヘキ原則ヲ説明スルニ止ラスシテ道

徳家ノ取締ルヘキ原理ヲモ表示スルモノ、如シ然ラハ何故ニ國家ハ道德家ノ取締ルヘキ事柄ヲ取締ラサルヤト云フニ第一ノ理由ハ此等ノ事柄ヲ取締ルヘキ必要ナキコト是レナリ何トナレハ只惡意アリテ此ニ件フ所ノ行爲ナキニ於テハ未タ以テ國家人民ノ生存條件ヲ破ルト云フヲ得サレハナリ然レモ此點ニ付テハ或例外ノ場合ナキニアラス第二ノ理由ハ此等ノ事柄ヲ取締ルコトノ非常ノ困難ナルコト是レナリ何トナレハ意志ハ無形ノモノナレハ其有無又ハ程度ヲ知ルハ實ニ困難ニシテ其行爲ヲ待タスシテハ其意志ヲ測度スルコト能ハサレハナリ

上述ノ外他ニモ其理由アルヘキナランモ先ツ此等二個ノ理由ハ最も著明ナルモノト謂フヲ得ヘシ然レモ行爲ノ不適法ナルモ必ラスシモ行爲アルトノ觀念ヨリシテ之ニ刑罰ヲ科スヘキニアラサルナリ何トナレハ元來刑罰ヲ科スヘキ不適法ノ行爲ハ國家人民ノ生存ヲ害スルモノダラサルヘカラス然ルニ假令不適法ノ行爲アレハトテ其行爲ニ件フ所ノ惡意ナキニ於テハ國家人民ノ生存ヲ害スルト云フヘカラスシテ之ニ刑罰ヲ科スルノ必要ナケレハナリ風癪白痴未成年者ノ行爲ノ如キ是ナリ

(未完)

●國庫支辨ノ監獄費ト地方稅支辨ニ係ル監獄費ノ

比較ニ就テ(承前)

法 學 士 磊 々 生

右ノ如ク雜給ニ於テハ府縣監獄費ニ於テ反ツテ囚徒一人ニ就キ集治監經費ニ比シ凡ソ三圓四十錢餘ノ多額ナルヲ見ル是レ蓋シ府縣監獄ニアツテハ支署ト稱スルカ如キモノ各地方ニ散在シアルヲ以テ從テ割合ニ多數ノ看守者ヲ要シ殊ニ府縣監獄ニアツテハ看守ノ外、尙ホ押丁ナル多數薄給ノ戒護吏員ヲ置クカ爲メニ啻タニ監獄紀律ニ害アルノミナラス反ツテ又餘分ノ費用ヲ増スニ至ルノ事情アリ且ツ集治監經費ノ中ニ算入セサル監獄醫俸給集治監ニ於テハ判任官俸給ノ中ニ算入スノ如キモ亦タ此費目中ニ包括シアル等ノ關係アルヲ以テナリ、廳費ニ於テ二圓四十錢餘ノ差額アル所以ノモノハ集治監ニ於テハ其所在地方ノ一般ニ物價高直ナルカ爲メニ看守被服、帶具費等ニ於テ割合ニ餘分ノ費用ヲ要スルト囚徒押送等ニ關聯スル通信

運搬ノ頻繁ナル等ノ事情アルヲ以テナリ、又旅費ニ於テ一人割殆ント二圓弱ノ差額アルノ理由ハ集治監費ニアツテハ此費目中、判任官以上ノ旅費ヲ包括シ(府縣監獄費ニ於テハ之ヲ除ク)且ツ北海道ニ囚徒ヲ押送スル等ノ爲メニ多分ノ費用ヲ要スルノ事情アルニ由ル其他又修繕費ニ於テ一人當十五錢餘ノ差額アル所以ノモノハ集治監ノ構造ハ多ク近年ノ新築ニ係ルモノナルカ故ニ之ヲ府縣監獄ニ比スレハ從テ又修繕ヲ要スルノ必要少キヲ以テナリ

左ニ府縣監獄費及ヒ集治監經費ノ全體ニ就キ其各項ノ費目及ヒ差額ヲ表掲シテ之ヲ對照比較スルノ便ニ供ス

明治廿五年度經常費豫算比較表

府 縣	集治監	在監人員		死傷手當		修繕費		在監人諸費		旅費	
		在監一人ニ 付費用年額	雜給	在監一人ニ 付費用年額	應費	在監一人ニ 付費用年額	合 計	在監一人ニ 付費用年額	旅費		
府	集治監	11,131.61	1,007.74	1,010.00	1,184.84	1,030.00	5,168.02	3,138.81	2,258.06		
縣	集治監	11,131.61	1,007.74	1,010.00	1,184.84	1,030.00	5,168.02	3,138.81	2,258.06		
		在監一人ニ 付費用年額		在監一人ニ 付費用年額		在監一人ニ 付費用年額		在監一人ニ 付費用年額		在監一人ニ 付費用年額	
		11,131.61		1,007.74		1,010.00		1,184.84		1,030.00	
		1,007.74		1,010.00		1,184.84		1,030.00		5,168.02	
		1,010.00		1,184.84		1,030.00		3,138.81		2,258.06	
		1,184.84		1,030.00		5,168.02		3,138.81		2,258.06	
		5,168.02		3,138.81		2,258.06					

本表ハ集治監經費ト府縣監獄費ト比較スル爲メ集治監經費ニ於テ奏任俸給、判任俸給、非職俸給、退官賜金、死亡賜金ヲ除キ又全監經費在府縣獄囚徒費中囚徒在監費ハ府縣監獄費支辨トシテ全費ニ包含セルヲ以テ之ヲ控除セリ

是ニ由ツテ之ヲ觀レハ單ニ囚徒費ノ目ニ於テ既ニ殆ント十二圓五十錢ノ差額アリト雖モ其他ノ費目ニ就テ之ヲ統計スルトキハ差引反ツテ府縣監獄ニ於テ餘分ノ費用ヲ要スルノ割合ナルヲ見ル(總費額ニ對スル差額ハ十二圓二十九錢餘ナリ)而シテ其囚徒費ニ於テ兩者ノ間ニ著ルシキ差額ヲ生スルノ理由ハ特ニ前段ニ於テ之ヲ詳悉セリ故ニ今此費用ヲ包括シタル總費額囚徒一人當リノ上ニ就テ十二圓二十錢餘ノ差異アルヲ見ルハ決シテ偶然ノ事ニアラサルヲ知ルヘシ之ヲ以テ漫ニ國庫支辨ナルカ爲ニ餘分ノ冗費ヲ要スルモノナリト速斷スルノ材料トハナスヘカラス況ンヤ國庫費ニ對シテハ嚴密ナル國庫會計法ノ規程アリ且ツ實際、集治監管理ノ事況ニ就テ之ヲ觀ルモ些少モ餘裕ノ觀アルカ如キコトアラサルナリ要スルニ論者カ國庫支辨ナルカ故ニ餘分ノ冗費ヲ要スト論斷スルカ如キハ事理ニ暗ラク實際ニ通セサルモノナリト謂ハサルヲ得ス

(完)

●警察官（承前）

石井光美稿

第二章 不偏不黨

不偏不黨ハ警察官ノ本分ナリ無私無忌ハ警道ノ要ナリ凡ソ警察官タルモノハ超然トシテ政黨以外ニ獨立シ屹然トシテ高ク居リ妬心ナク邪氣ナク一視同黨眼中黨派ナク一視同人腦裡黨員ナク磊々落落公平ヲ以テ規トシ無私ヲ以テ矩トナシ秋毫モ愛憎偏頗アルヘカラサルナリ

其集會ニ臨ミ其講談ヲ聞クヤ心ヲ虛ニシ氣ヲ平ニシ聞イテ憶セス見テ睦セス視聽正然潛心以テ人心ノ動靜變化ヨリ千萬無量ノ現象ヲ最モ緻密明白ニ目睫ノ下ニ集ラシメ機ヲ見テ動キ變ヲ察シテ應シ未タ之ヲ見サルニ見未タ之ヲ聞カサルニ聽ク然レモ其耳目ノ働キヤ必ス心ニ在リテ存スルヲ悟ラサルヘカラス心虛靈ナラス外物ノ蔽フ所トナランカ所謂視テ見ヘス聽テ聞ヘス忿懣スル所アレハ其正ヲ得ス恐懼スル所アレハ其正ヲ得ス好樂スル所アレハ其正ヲ得ス憂患スル所アレハ其正ヲ得ストハ取リテ以テ喻フヘキナリ

且ツ夫レ警察官ハ國家ノ安寧秩序ヲ維持スル公益ノ保護者ナラスヤ警察官ニシテ黨派心アリ政黨員タランカ一黨ニ偏シ一派ニ私シ自黨ヲ保護シテ他黨ヲ抑壓シ事苟クモ吾ニ利アラシカ他ノ暴行脅迫モ視テ見サルカ如ク聽テ聞カサルカ如クシ終ニ言論集會ノ自由ヲ妨ケ國家ノ秩序安寧ヲ攪亂セントス果シテ然ラハ人民何ニ倚リテ安息スルコト得ンヤ公益何ニ依リテ全キヲ得ンヤ警察官カ政治上ノ集會ニ臨會シ結社ニ加入スルヲ禁シタル寔ニ故アルナリ

警察官ハ實ニ政黨以外ニ超然屹立シ政黨ニ加盟シ政熱ニ狂奔スヘカラサルナリ然リト雖モ警察官ハ政治思想莫ルヘカラス否ナ政治思想ヲ充分涵養シ黨派ノ是非善惡ヲ識別スルヲ要スルナリ何トナレハ警察官タルモノハ政黨ヲ監察セサルヘカラス集會演說ニ監臨セサルヘカラス此ノ貴重ナル職ヲ帶ヒナカラ政黨政社ノ何物タルヲ辨セサランカ其主義目的ノ何邊ニ在ルヤヲ知ラサルハ論ヲ俟タス玉石混渚黑白同視其講談議論ニシテ條例ニ背キ刑法ニ違フモ默然トシテ雲烟看過シ風聲聽去シ中止スヘキニ中止セス解散ヲ要セサルニ解散シ自ラ中止ヲ命シナカラ何ノ言論カ治安ニ妨害タルヲ記憶セサルニ至リテハ嗚呼亦危カラス哉

極策ノ威銜楨ノ備ナクンハ造父アリト雖馬ヲ服スルヲ能ハサルヘク規矩ノ法繩墨ノ端ナクンハ王爾アリト雖方圓ヲ成ス能ハサルヘシ若シ警察官ニシテ公明不偏ノ節ナク正直不黨ノ操ナカラシカ政黨政社ニ於ケル造父王爾タルヲ能ハサルナリ豈ニ深ク察セサル可ケンヤ慎マサル可ケンヤ

第三章 集會結社

謹シテ按スルニ大日本帝國憲法第二十九條ニ曰ク日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有スト實ニ此ノ偉大ナル聖旨ニ依リテ得タル權利ハ他ノ居住移轉ノ自由住所信書所有權等ノ不侵ト共ニ臣民ノ公權利ニシテ兵役納稅ノ公義務ト相對スル所ノ保障ナリトス嗚呼臣民ノ幸福至大ナリト謂フベシ然レモ其自由權利タルヤ法律ノ範圍内ナルコトヲ記臆セサルヘカラサルナリ

集會結社ノ權利タル斯ノ如ク夫レ貴ク且ツ重シトス故ニ漫然之ニ干涉スヘカラサルハ論ヲ俟タサルノミナラス最モ之ヲ尊重愛敬セサルヘカラサルト俱ニ還テ大ニ注意ヲ要スルナリ集會結社ノコトタル其種類極メテ多ク政事上ニ宗教上ニ學術ニ技藝ニ慈善ニ博愛ニ商業ニ職業ニ或ハ交際ニ或ハ親睦ニ遊戲嗜好ニ至ルマテ殆ン

ト之レアラサルハナシ

凡ソ人ノ其思想目的ヲ達セントスルヤ同志ノモノ多人數相集マリ團結スルヲ以テ最モ勢力アル方法手段トス故ニ一個人ノ遂ケ得サル事業モ多數ノ結合體ニ依リ成就スルコト亦尠シトセス殊ニ世ノ進化スルト共ニ集會結社ノ増殖頻繁ナル亦疑テ容ルヘカラス視ヨ我國明治十年前ハ諸般ノ事業尙ホ幼稚ナリシカ十五六年ニ至ルニ及ヒテハ既ニ丁年ニ達シタルノ狀景アリ況ンヤ明治初年ヲ以テ二十年ノ後ニ比セハ啻ニ蠆蛭ト大陵トノ差ノミナラサルナリ

帝國議會開ケテ以來人民ノ政治思想ハ頓ニ勃興シ政治上ノ集會結社ハ實ニ今日ヲ以テ其盛ヲ極メタリトス是レ誠ニ慶スヘキノ至リナリ學術ノ集會アリ以テ奎運ヲ裨補スヘク商業ノ結社アリ以テ產業ヲ發達スヘキカ如ク其他社會ニ有利有益ニシテ國運ヲ増進シ國光ヲ發揚スルモノアリ然ルニ其集會結社ノ目的ト手段ノ如何ニ依リ個人ノ權利ヲ浸害シ國權ヲ微弱ナラシメ終ニ社會ノ安寧秩序ヲ紊亂スルカ如キ危險ナルモノ亦尠シトセス喜フヘキアリ憂フヘキアリ實ニ千差萬別ナリトス國家ハ臣民ノ安寧ヲ維持シ幸福ヲ増進スルノ責アルモノナレハ其秩序安寧ニ妨害

ナ與フルモノハ國政上一日モ緩漫ニ付スヘカラサルナリ故ニ結社集會ノ數多ク其國民權タルニモ拘ハラス獨リ政治上ノ集會結社ニ限り特別ノ法律ヲ以テ之ヲ待ツ所以ノモノハ其關係頗ル大ニシテ又最モ注意ヲ要スレハナリ且ツ物ノ一利一害ハ數ノ免カレサル所ナリ政事上ノ集會結社ニ於ケル亦此ノ如シ蓋シ結社集會ノ權利タル決シテ無涯無邊ナルモノニアラス唯平和ニ講談論議スルコトヲ得ルノミ故ニ曰ク法律ノ範圍内ニ於テ云々ト法律ヲ以テ自由權ノ濫用ヲ防制セサルヲ得サル己ムコトナキノ狀勢ナリトス

集會結社ノ弊害タルヤ種々アルヘシト雖モ要スルニ禍言ヲ捏造シテ人心ヲ畏懼セシメ又ハ自黨ト思想ヲ異ニスル人物ニ對シ暴行脅迫ヲ加ヘ之ヲ自己ノ主義ニ應セシメントシ或ハ誹謗譏諷シテ其交際ヲ妨ケ若クハ其營業ヲ害シ甚ダシキハ國家ノ機密ヲ論難シテ施政ヲ妨害シ又ハ國家ノ機關ヲ破壞セントスルノ陰謀ヲ企ツルニ及ヒテハ啗ニ一個人ノ權利ヲ侵害スルノミナラス國家ノ靜謐ヲ紊亂スルモノナリ殊ニ秘密ノ結社集會ニシテ深く其主義目的ヲ秘シ人ヲ罪戾ニ導キ法律ニ違背スル行爲ヲモ強イテ之ヲ命爲スルニ至リテハ更ニ太甚ト謂フヘシ

警察官タルモノハ集會結社ノ尊重スヘキヲ知り又其弊害ノアル所ヲ察シ目ヲ明ニシテ黑白ヲ分決シ耳ヲ聰ニシテ清濁ノ別ヲ定メ盲セス聾セス以テ國家ノ秩序安寧ヲ維持スルアラハ則チ警察官タルニ庶幾カララン乎

第四章 所謂壯士

悲憤慷慨自ラ燕趙ノ士ヲ氣取り而シテ衷心節義ナク憂憤痛論自ラ壯士ト稱シ而シテ胸裏德操ナシ然ルヲ尙ホ其頭髮ヲ髻髷ニシ其衣袴ヲ急裝シテ古壯士ニ擬似セント企テ却ツテ爲メニ地下ニ憫笑セラレ德義ノ罪人タル者ハ今ノ所謂壯士ナリトス

夫レ壯士ハ道義ヲ貴ヒ氣節ヲ重シ磊々落落々倜儻不羈ニシテ清淨潔白ナラサルヘカラス又タ能ク剛毅ニシテ事ニ撓屈セス自信極メテ篤ク勇進活潑必ス其目的ヲ貫キ節義ノ犧牲トナリ死シテ悔ナキノ士ヲ謂フ士ハ己レヲ知ル者ノ爲メニ死シ女ハ己レヲ愛スル者ノ爲メニ容スト豫讓ノ帛ヲ烈キ荊軻ノ匕首ヲ懷ニスル其氣節固ヨリ他人ノ奪フヘカラサルモノアリテ存スレハナリ風肅々トシテ易水寒ク壯士一タヒ去リテ復タ歸ラスノ悲歌ヲ聞カハ誰カ其氣節ノ凜然タルヲ想ハサルモノアラシ

艱難辛苦ハ壯士ノ耐ユル所ナリ阿諛諂佞ハ壯士ノ耻ツル所ナリ暴言暴行ハ壯士ノ

爲サミル所ナリ氣節ナク義氣ナキハ壯士ニアラサルナリ怯懦懦弱ハ壯士ニアラサルナリ黃白ノ爲メ精神ヲ腐敗シ嚮背常ナキハ壯士ニアラサルナリ他人ノ指嗾ニ應シ恨ナキニ皆テ決シ目ヲ瞋テ濫リニ腕力ヲ用ユルハ壯士ニアラサルナリ身ニ片藝隻能ナク飢餓ヲ有志ニ訴ヘ恬然トシテ耻ヲサルハ壯士ニアラサルナリ今ノ所謂壯士ナルモノハ豈ニ前者ニ似スシテ後者ニ類スルナキヲ得ンヤ

朝ニ自由ヲ唱ヘテ能ク齒ヲ切シ夕ニ權利ヲ説イテ能ク腕ヲ扼スルニ拘ハラス其自由權利ノ集合點タル議會ヲ汚カシ議員ニ暴行シ言行背反顧ミサルモノハ蓋シ何ノ爲メソヤ語ニ曰ク餓ユル者ハ食ヲ爲シ易ク渴スル者ハ飲ヲ爲シ易シト今壯士ノ飲食ニ於ケル犬馬ヨリ甚シトス然ルニ堂々タル政治家ヲ以テ自ラ任スルモノ往々壯士ヲ以テ無上ノ利器トシ之ニ金品ヲ投シテ以テ怯懦者ヲ威嚇シ或ハ自ラ鐵拳棍棒ヲ避クルノ牆塙トナシ其爭ヒ休シ財盡クルノ日モ猶且ツ壯士ノ虜トナリ終ニ自ラ窮テ取ル嗚呼亦悲シカラスヤ

木ノ蠹ヲ通スルヤ疾風ニ折レ牆ノ隙ヲ通スルヤ大雨ニ壞ル政事家ノ危殆ハ自ラ招クノ罪ナリ敢テ關セサル亦可ナリ然リト雖モ詐欺奸譎ヲ以テ善人ヲ蠹シ暴行脅迫ヲ以テ良民ヲ食スルニ至ツテハ警察官タルモノ大ニ警戒注意セスンハアラサルナリ之ヲ從來ノ經驗ニ徴スルモ壯士カ人ノ家宅ニ侵入シ又ハ集會席ニ突闖シ暴行ヲ極メ創傷ヲ蒙ラシメ其權利ヲ破リ言論集會ニ妨害ヲ與ヘタルコト實ニ枚舉ニ遑アラス然ルニ彼ノ壯士ハ其身桎梏ト爲リ鐵窓ニ呻吟スルヲ厭ハス節ヲ破フル再三罪ヲ重ヌル再四寔ニ其弊ニ勝ヘサルナリ

抑モ議會ハ神聖ニシテ輿論ノ府ナリ議員ハ自由ニシテ人民ノ代表者ナリ人誰カ議會ノ靜謐ヲ禱ラサラン又孰カ議員ノ無事ヲ望マサラン然ルニ彼ノ壯士ハ金錢ノ爲メ目ヲ眩マシ衣食ノ爲メ心ヲ狂ハシ人ノ良否ト其說ノ善惡ヲ問ハス浮薄ニモ輕疎ニモ議員ヲ敵視シ鐵拳ヲ弄シ議會ヲ蔑如シテ汚物ヲ投シ以テ其神聖ヲ穢カシ其自由ヲ傷ツク嗚呼其害物タルヤ知ルヘキナリ今ノ所謂壯士ハ豈ニ政治的ノ蠹蟲ナラサルヲ得ンヤ

警察官タルモノハ遠見明察能ク其私ヲ燭ラシ強毅勁直能ク其姦ヲ矯メ個人國家ノ爲メ此ノ蠹蟲ヲ驅除シ議會ヲ泰山ノ安キニ置キ議員ヲ盤石ノ康キニ居ラシメ其神聖ヲ護シ其自由ヲ保テ國家ノ秩序安寧ヲ維持セハ則テ可ナリ若夫レ威嚇ト恐懼ノ

爲メ好シテ蠹蟲ヲ養ヒ自滅ヲ願ミサル者吾人ノ知ル所ニアラサルナリ (未完)

● 検視に就て (承前)

玄 溪 學 人

暴死變死等凡そ尋常ならざる情態に起因せる死傷に關しては、我が法制、暗々裡に検視を必要とするを包意すること以上一二の例示を以て之を徴するに足るへし、然れども此種の條規は唯客觀的に検視の規定を置きたるものにて未だ主觀的に検視のことを規定したるものにはあらずなり、他語以て之を言へば検視事務を以て明かに警察の職任となさず單に某種の死體は検視を要するものなることを規定したるものとす

然らば我が現行諸法令中明かに検視を以て警察の職任なりと確定したるものありやと問ふに一も之あることなし、殊に警察官の組織、職務、權限等を劃定したる官制に在りてすら一も之を言明することを爲さざるなり但し既に廢止に歸したる諸種の官制中往々明又は暗に検視を以て警察の職務となしたるものは則ち之あり今其例

を擧げん

(一)十九年四月所定の警視廳官制中人命痾傷に關する事務を以て行政警察の一部となし同廳第一局の所掌となし(第四十一條)且つ警察に關する診療解剖其他の警務に關する事項を以て同廳警務部の所屬とせり(第五十一條)今検視に關しては顯はに言明なきも其の此の裡に包含することは殊更に解明を俟たずして明かならん

(二)十九年七月所定の地方官官制中警察署分署の管掌すべき項目を擧示し而して人命痾傷に關する事項を以て其一とせり(第三十一條)是れ又前者と同じく検視のことを包含するものなることを知る

(三)第二に掲けたる事項の北海道にも適用すべきものなることは十九年十二月所定の北海道廳官制第三十二條に照して明かなり (未完)

法令註解

●豫戒令詳釋

法學士 岡喜七郎

豫戒令詳釋ヲ讀ムモノハ第三卷第四號五號ヲ坐
右ニ備ヘテ參照ヲ煩ハシタシ 註者誌

總論

余輩ハ本雜誌第三卷第四號及ビ第五號ニ於テ豫戒令
詳釋前置ト題シテ豫戒令ニ關スル法理上ノ見解及ビ
豫戒令全体ニ涉ル效果如何ヲ詳論セリ今又是レヨリ
進ンテ豫戒令ノ成條ニ説キ入ラントスルニ當リテ猶
コヽニ總論ナル一篇ヲ設ケ警察命令及ビ警察處分ノ
關係ヲ述ベ置カント欲ス蓋シ此二者ノ關係ヲ了知ス
ルニ非レハ豫戒令ノ如キ警察命令ニ關シテハ往々命
令ト處分トノ區別ヲ混全シテ爲ニ警察權ノ佐用ヲ誤

然レモ余輩ハ今茲ニ警察命令及ビ警察所分ニ就テ
精密ナル法理論ヲ下スヲ試ミズシテ「只豫戒令ハ
即チ所謂警察規則ニシテ警視總監北海道廳官府縣知
事ノ豫戒命令ヲ爲スノ行爲ハ是レ即チ警察處分ナリ
トノ區別ヲ指示シテ讀者ノ注意ヲ喚起セバ即チ以テ
足レリトナス」若シ夫レ此二者ノ法理上ノ判斷ノ如
キハ更ラニ詳論スル所アルベシ
茲ニ注意スベキハ以上命令ト所分トノ區別ヲナセリ
ト雖モ二者決シテ分離シテ成立スルモノニ非ルヲ之
ナリ蓋シ警察命令モ警察所分モ双方共ニ警察事項ニ
ノミ對シテ之ヲ發スルモノト云フノ點ニ於テ其性質
ヲ全フスルモノナリ而シテ又歐洲學者ノ多數ハ警察
命令ハ法律ノ委託ニ因リテ存シ警察所分ハ行政官ノ
職權ニ因リテ存スト云フノ點ニ於テ二者其性質ヲ異
ニスト云フノ見解ヲ下タセモコノ說ハ三權分立ノ國
體ニ於テノミニ云フベキ議論ニシテ主權總一ノ國體ニ

法令註解

ルノ恐レアルヲ以テナリ

總テノ警察命令ヲ分チテ警察罰令及ビ警察罰則トノ
二種トナス而シテ其所謂警察罰令トハ違警罪ノ如キ
モノ或ハ行政命令ヲ以テ直接ニ規定セルモノヲ云ヒ
其所謂警察罰則トハ命令ニ違反スルモノニ向テ刑罰
ヲ附加シ得ル命令ヲ稱スルモノナリ此ノ見解ヲ以テ
スルモハ勅令第十一號即チ豫戒令ハ學理上正サニ警
察罰則ノ範圍ニ屬スベキモノタルヲ記憶セザルベ
カラズ但シ以上ノ分類ヲ爲スト雖モ警察命令ト警察
所分トノ關係ニ至テハ二者ノ間ニ於テ特施ノ佐用ヲ
存スルモノニハ非ルナリ

抑モ公法ノ原則ハ法規ヲ設クルヲ及ビ所分ヲ爲ス
トノ二種ノ行爲ヲ含ムモノタルヲハ一ノ例外ヲダモ
有セザルモノニシテ警察モ亦此公法上ノ原則ニ外ナ
ラザルナリ換言セバ警察ト云フモ警察規則ヲ設ク
ルヲ警察所分ヲ行ナフ事トノ意味ヲ有スルモノナ

於テハ文字ノ使用法ヲ誤マレルモノタルヲ理解シ
チカザルベカラズ

又警察命令及ビ警察所分ニ概括的及特別的ノ論理上
ト區別ヲ爲スモノアリト雖モ實際上ノ事項トシテハ
一般ノ事項ハ警察命令ヲ以テ之ヲ概括シ警察所分ト
イヘバ殆ンド特別事件ニ對スルノミニ事ニ似タリコ
ノ故ニ警察所分ハ特定ノ事件ニ關シテ事實ヲ引起ス
ノ行爲ニシテ敢テ他ノ行政處分ト異ナルヲナシ只警
察ノ範圍内ニ於テ行ハルハ故ニ之ヲ警察處分ト稱
スルニ過ギザルナリ

以上略説セル大要ニ加フルニ警察所分ハ或ル行爲
ヲ命令スルカ或ハ或行爲ヲ禁止スルカノ二様ヨリ成
立シ警察命令ト云フモハ警察所分ニ反シテ命令ノ公
式ヲ以テ公布サレタル警察規則ヲ云フ者ナルヲ理
解セバ豫戒令ノ全体ヲ通ジテ余輩ノ試ムル註釋ヲ理
解スルニ庶幾ランカ

法令註解

第一條

警視總監北海道廳長官府縣知事は公共の安寧秩序を保持する爲め左の事項に該當する者と認むるときは豫戒命令を爲すことを得

- 一 一定の生業を有せず平常粗暴の言論行爲を事とする者
- 二 總て他人の開設する集會を妨害し又は妨害せんとしたる者
- 三 公私を問はず他人の業務行爲に干渉して其自由を妨害し又は妨害せんとしたる者
- 四 第二號又は第三號に掲ぐる妨害を爲すの目的を以て第一號より第三號までに記載したる者を用いたる者

本條ノ規定ヲ分チテ左ノ二項トナス

第二項 豫戒令ヲ公布シ豫戒命令ヲナスコト得ルハ如何ナル基礎ニ源由スル者ナルカ社會公共ノ爲ニ如何ナル必要ノ存スルアルニ由ル者カハ余輩ハ是レヲ豫戒令詳釋前置ニ於イテ詳述セルヲ以テ再ビコ、ニ反覆スルノ必要ヲ見ズ只略言シテ國家ノ安寧ヲ保テ社會ノ秩序ヲ保護スルノ必要ヨリ憲法上ノ根據ニヨレル者ナリト云ヘバ十分ナル解釋ナリト信ズルナリ

第三項 如何ナル行爲ヲナシ如何ナル行爲ヲナサザル者ニ向テ豫戒命令ヲナスヤハ本令ヲ讀ム者ノ最モ注意セザルヘカラザル者ニシテ殊ニ當局者及ヒ警察官ニ向テハ大切ナル規定ト信ズコノ故ニ本令第一條ニハ四ツノ場合ヲ列舉シテ而シテ明言シテ曰ク左ノ事項ニ該當スル者ト認ムルハ豫戒命令ヲナスコト得ト余輩ハコレヨリ順次其四個ノ事項ヲ詳釋セント欲ス(未完)

法令註解

第一項 豫戒命令即チ警察所分チ行フコト得ル權力ノ處在

第二項 豫戒令ニ規定スル豫戒命令ハ社會公衆ノ爲メニ如何ナル必要ノ在スルアリテ之レヲ行フヤ第三項 如何ナル行爲ヲナシ或ハ如何ナル行爲ヲナサザル者ニ向テ豫戒命令ヲナスカノ一定ノ標準以下以上三項ノ分類ヲ逐フテ説明スベシ

第一項 豫戒命令ヲナスコト得ル者ハ本條ニ規定スルガ如ク東京府ニ於テハ警視總監北海道ニ於テハ道廳長官府縣ニ於テハ各知事之レヲ行フコト得ル者ナリ之レ蓋シ官制ニヨリ當然其職權ニ警察事務ヲ總理スルノ任ヲ委テラレタル者ナルヲ以テ法律命令ノ範圍内ニ於テ警察處分チ行フハ又敢テ余輩ノ喋々ヲ要セザルナリ否余輩ハ本條ノ認定チ警視總監及ヒ地方長官ニ一任スルノ如何ニツイテ別ニコ、ニ詳論スルノ蛇足ニ失スルヲ信ズルナリ

●火藥取締規則註解

火藥取締規則ハ明治十七年十二月廿七日太政官布告第三十一號ヲ以テ制定セラレタルモノナリ抑々火藥ニ關スル取締規則ノ發布ハ明治五年正月第二十八號布告ヲ以テ發布セラレタル銃砲取締規則ニ於テ彈藥ノ賣買貯藏モ銃砲ト同様ナル取扱ニ歸セシニ始マリ同十一年五月第十一號布告ヲ以テ銃獵、威銃、除害銃、室内射的銃ノ免許者ニ限り火藥類ノ賣買手續ヲ定メ又同十四年六月内務省乙第廿九號達ヲ以テ爆發物ダイナマイトノ類モ銃砲取締規則ニ據テ取締ヲ爲サシムルコト等ノ沿革アリテ本則ノ發布トナリシモノトス然レトモ本則起草ノ初メハ實ニ明治十一年ノ十月ニアリ其レヨリ修正ニ修正チ加ヘ六年餘ノ長年月ヲ經テ此ニ至リシト聞ケリ故ニ銃砲取締規則ノ不整備ニ比スレハ遙カニ整頓シタル規則ナルヲ見ルヘ

法令註解

キナリ
本則ノ至要精神ハ人民ニ於テ製造スルコトヲ許サ、
ルト賣買營業者ニ至ルマテ貯藏ノ數量ヲ定メタルト
ニ在リトス外國ニ於テハ人民ニ於テ火藥ヲ製造スル
コトヲ許シタル例ハアレトモ本邦ニ於テハ民間製造
ハ頗ル危險ノ業ニシテ濫造濫用ノ弊ヲ生シ其取締モ
容易ノ業ニアラス且本邦人民ノ如ク慄悍ニシテ雷同
猜進ノ性ヲ有スル者ニ在テハ雇兇徒囑聚ノ企等アリ
テ兇器ヲ弄シ火藥爆發物ヲ使用シテ人命財産ヲ毀損
スルノ例少シトモ若シ火藥ノ製造ヲ民間ニ許スト
キハ是等危險ノ徒自由ニ多量ノ火藥ヲ製造シテ測ル
ヘカラサル兇害ヲ逞フスルコトモ一層ノ強劇タラン
コトヲ恐レ是レ主トシテ其製造ヲ禁止セシ所以ナラ
ン又貯藏ノ制限ヲ設ケタルハ危害豫防ノ主意ニシテ
可成必要ニ應ジテ貯藏セシムルノ安全ナルニ若カス
トナシ各人毎ニ之レカ制限ヲ立テシナリ若シ此制限

ナキトキハ縱令製造ヲ禁止スルモ漸チ逐フテ多量ノ
火藥ヲ貯藏スルコトヲ得テ終ニ製造禁止ノ主意ヲ失
フニ至ラン故ニ嚴ニ之レカ制限ヲ設ケラレシモノト
思料ス
其他従前ノ取締方ハ基本ヲ銃砲ニ置キタルヲ以テ火
藥類ノ取締ハ附加物ノ如キ觀アリ重キヲ銃砲ニ置キ
テ火藥ハ銃砲ニ附屬シタル物トシタル力如キ頗ル輕
キ注意ヲ與ヘシニ過キス製造運搬貯藏等ニ至テハ漠
トシテ規制スル所ナシ火藥ノ需用ハ鑛山ノ開鑿道路
ノ修築日進月歩ノ域ニ迄ヒテ愈其量ヲ増シ且一時ニ
多量ノ買入貯藏ヲ爲スノ必要ヲ生セシヲ以テ粗惡品
濫造ノ弊ヲ生シ山間僻邑到ル處ニ火藥製造場ノ設
ルヲ見ルニ至レリ又銃砲免許商人ニ於テ火藥類ノ賣
買ヲ爲スコトニテ其手續トテモ漠タル規則ノ手續ニ
從フコトナレハ其賣買ノ數量サヘ知ルニ由ナク況ヤ
貯藏ノ量ヲ檢スル手續ノ定メモナキヲ以テ危險ヲ保

持スルノ點ニ缺クル所アルニ於テオヤ斯クノ如クナ
ルヲ以テ銃砲取締規則ノ範圍内ニ於テ取締ヲ立ツル
コトハ甚難ク且外國ノ例ヲ緩クモ銃砲取締規則ヨリ
ハ火藥取締規則ヲ嚴重ニシ皆特ニ其規則ヲ制定シテ
以テ實際危害ヲ豫防スルコトニ注意セリ是レ則チ本
則ヲ設クルノ必要ナリトスル所以ナリ
火藥取締規則ハ五章三十條ヨリ成ル之レニ付スルニ
附則二項ヲ以テセリ其類別ヲ舉クレハ第一章總則第
二章賣買第三章貯藏第四章運搬第五章罰則是レナリ
而シテ之レヲ定ムルニハ多クハ外國ノ法令中本邦ニ
適切ナルモノヲ撰ミ從來ノ規則及將來ニ施行スヘキ
方法等ヲ參酌考量シテ以テ編成制定セラレシモノナ
レハ警察取締ニ屬スル規則中最モ整備セルヲ見ル蓋
偶然ニアラサルナリ今各條下ニ於テ註解ヲ加フルニ
先チ本則施行前ニ於ケル火藥類取締ニ屬スル法規ヲ
參照ノ爲メ茲ニ標目スルコト左ノ如シ

- 一 辛未十月兵部省布告火藥運送規則
- 一 壬申正月布告第二十八號銃砲取締規則
- 一 壬申六月布告第百八十五號開港開市場ニ限リ外
國人ト免許商人ト銃砲并彈藥類賣買手續
- 一 壬申八月陸軍省達ヲ以テ不用ノ火藥拂下方ヲ定
ム
- 一 壬申九月布告第二百八十二號銃砲彈藥類犯則者
處罰
- 一 壬申九月同省達ヲ以テ火藥拂下ハ武庫司ニ願出
サシム
- 一 明治七年七月太政官達第九十九號開港開市場ニ
於ケル外國人ト免許商人ト銃砲彈藥類賣買手續
ヲ改ム
- 一 同七年十二月布告第百三十二號銃砲彈藥類犯則
處罰方增補
- 一 明治八年四月布告第九十八號西洋形船ヘ賊難防

法令註解

法令註解

二十六

禦ノ爲メ大小砲設備ヲ許ス

一明治十一年五月布告第十一號銃獵有害ノ鳥獸威
シ銃室内射の銃免許者需用ノ彈藥雷管賣買手續
一同十一年五月太政官達第十七號開港開市場ニ限
リ銃獵免許ノ外國人へ獵用ノ銃器彈藥類賣渡シ
方ヲ定ム

一明治十四年六月内務省乙第廿九號爆發物モ銃砲
取締規則及火藥運送規則ニ據リ取扱ハシム
(未完)

●巡査採用規則註解 (承前)

巡査ハ官吏ニアラストハ既ニ唱道スル所ナレトモ其
勤務上ニ屬スル百般ノ責務ハ官吏ト異ナル所ナシ故
ニ官吏服務紀律ハ巡査チモ規制スルナリ是レ本條宣
告ノ冒頭ニ掲出セシ所以ナリ又常ニ上官ノ命令ヲ遵
守スヘキハ巡査タル者ノ義務ニシテ犯上抗命ノ舉ア

ルヘカラス上官ノ命令ニシテ縱令其意志ニ反スルモ
又ハ修理ニ缺クル所アリト思料スルモ既ニ命令ト云
フ以上ハ之レニ背戾スヘキモノニアラス故ニ上官ノ
命令ヲ遵守シト之レニ偏務ヲ負ハセシナリ勤務ニ服
セサルトキトハ非番賜暇ノ場合ヲ指シタル義ニシテ
勤務以外ニ身ヲ措ク場合ヲ云フナリ此場合ニ於テモ
巡査ハ巡査タリ警察官吏ノ資格ハ毫モ消滅セサルヲ
以テ警察官吏タルノ德義ヲ嚴守シ政治ノ是非得喪ヲ
論議批評スルカ如キ所業アルヘカラス巡査ハ上官ノ
命令ノ下ニ職務ヲ執行スル者ナレハ政治上ノ意見ヲ
懷抱シテ評論ヲ下スニ於テハ自然法律規則等ニ好惡
ヲ及ホシ之チ是非スルヲ以テ終ニ執行上寬嚴ノ差ヲ
生シ甚シキニ至テハ自己ノ意見ニ適合セサルカ爲メ
執行ヲ怠ルカ如キ奇觀ヲ呈スルモノアラン故ニ巡査
トナリテハ如何ナル場合ニテモ政治ノ事ハ一切論評
スヘカヲサルコトハ定メタルナリ人或ハ云ハン警察

計リ其全文ヲ左ニ掲出セン

●官吏服務紀律

朕官吏服務紀律ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ施行セシ

ム

御名 御璽

明治二十年七月二十九日

勅令第三十九號

官吏服務紀律

第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ
對シ忠順勤務ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務
ヲ盡スヘシ

第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守
スヘシ但其命令ニ對シ意見ヲ述ルコトヲ得

第三條 官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉恥ヲ重シ貪
汚ノ所爲アルヘカラス
官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハス威權ヲ濫用セス謹慎

官吏タルノ資格チ以テセス所謂一己人ノ資格ナレハ
縱令政治ノ是非得失ヲ論議批評スルモ敢テ差支アル
コトナカルヘシ畢竟本項ニ掲出サレタルハ警察官吏
タルノ資格チ有シ居ルモノニシテ唯勤務ニ服セサル
場合ノミトセラレシチ以テ之ヲ禁遏セシニ過キスト
何ソ其レ僻論ノ甚シキヤ一己人ノ資格ナルモノハ人
民ニ直接關係アル官吏ノ云フヘキモノニアラス況ヤ
直接執行ノ責アル警察官吏ニ於テオヤ況ヤ上官ノ命
令ノ下ニ職務ヲ執行スル巡査ニ於テオヤ如何ナル口
實ヲ設クルモ以テ一己人ノ資格ナル實ヲ示スコトヲ
得サルヘキナリ然レトモ其管轄區域ヲ離レ他ノ管轄
地方ニ至リ職務ヲ帶ヒスシテ職掌以外ノ事ニ執掌ス
ルハ或ハ以テ一己人ノ資格ナル語ヲ用井ルコトヲ得
ヘキカ
官吏服務紀律ナルモノハ平素巡査ノ觸目セサルモノ
タリ況ヤ巡査志願者ニ於テオヤ因テ茲ニ參看ノ便ヲ

法令註解

二十七

懲切ナルコトヲ務ムヘシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏

ヨリ聞知シタルトチ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スル
コトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務
上ノ秘密ニ就キ詰問ヲ受クルトキハ本屬長官ノ
許可ヲ得タル件ニ限リ供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ

漏示スルコトヲ禁ス

第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務

ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルコトヲ得ス

第七條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ

營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス

第八條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ

其職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以
テスルモ直接ト間接トチ問ハス總テ他人ノ贈遺

ヲ受ルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所
ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ
裁可ヲ要ス

第九條 左ニ掲ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居

ルノ官吏ハ其饗燕ヲ受クルコトヲ得ス

一 官廳ノ工事ヲ受負フ者

一 官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受クル者

一 官廳ノ補助金ヲ受クル起業者

一 官廳ノ用品ヲ調達スル者

一 官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條 凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外チ問ハス所

屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條 官吏並ニ其家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得

ルニ非サレハ直接ト間接トチ問ハス商業ヲ營ム
コトヲ得ス

務ヲ奉スル者ニ適用ス

服務紀律ハ以上十七條ヨリ成立ス其第十七條ニ規定

サレタル如ク俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用スト

アルカラハ巡查モ亦適用ノ區域内ニ在リ而シテ巡查

ハ本紀律中特ニ必要ナル條項ハ墨點ナル所トス其

他ノ條項トテモ無要ニハアラサレトモ巡查トシテハ

稍關係ノ薄キヲ覺フ

巡查タルノ職ハ何ノ爲メニ設置シタルモノナルヤ曰

非違ヲ警戒シ良民ヲ保護スル爲メナリト答ヘン巡查

ノ職務ハ實ニ然リ故ニ第二項ニ於テ常ニ人民ノ保護

者タルコトヲ記憶シト言ヘリ言簡ニシテ意盡セリト

謂フヘシ巡查動モスレハ則チ威權ヲ弄シ人民ヲ凌駕

セント欲ス而シテ人民ノ保護者タル義務アルコトハ

殆ント念頭ニ上ラサルモノアリ是レ次項ノ冒頭ニ書

キ出シタル所以ナリ之ニ對シトハ人民ニ對シテナリ

即チ巡查ハ人民ノ保護者タルコトヲ忘レス人民ニ對

第十二條 官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ

得ス及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレ

ハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ
得ス

第十四條 浪費シテ產ヲ破リ其分ニ應セサル負債

ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五條 官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社

ヨリ無賃乘船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條 凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官

吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域ノ

内ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ

若シ懲戒處分ヲ要スト認ルトキハ事狀ヲ具ヘテ

之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知り隠蔽シテ

稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レス

第十七條 本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公

シテ丁寧親切ヲ旨トシ決シテ粗笨疎雑ナル待遇ヲ爲スヘカラス然レトモ丁寧親切ノ弊流レテ人民ト狎昵スルカ如キ舉動アルヘカラス狎昵ハ私ニシテ丁寧親切ハ公事ニ屬スルコトヲ思ヒ判然區別ヲ存スヘキナリ乃チ下文ニ云ヘル職務上ニ於ケル責務ヲ嚴正忠實ニ踐行ストハ人民ノ保護者ニシテ丁寧親切ヲ旨トシ相狎昵スヘカラストアル規定チ一層正確ナラシメタルモノナリ又責務トハ責任アル職務ト云ヘル義ニシテ繼令如何ナル事アリトモ自己ノ負擔セシ責任ト職務トハ嚴正ニシテ且忠實ニ之ヲ踐行即チ實際ニ爲シ遂クヘキモノナリ

巡查ノ職タルヤ熟練ヲ要ス其熟練ナルモノハ年所ヲ經、經驗ヲ積ムニアラサレハ得テ望ムヘカラサルナリ故ニ第三ノ項目ニ於テ永ク奉職セシムルノ意ヲ掲出セリ本項ニ一端奉職ノ上ハトアル此ノ端ノ字ハ當サニ且ノ字トシテ讀ムヘシ端ハ端倪ニシテ物ノ終末

體面ニ波及スルモノ少シトセス而シテ品行ハ人間萬行ノ基ナレハ端正ニ且嚴格ニ之ヲ修メリルヘカラス而シテ此事獨巡查其人ニノミ止マラス其家族ニ至ルマテ猶ホ警察官吏タルノ品行ヲ保持家族ニモセヨ素行修マラス爲メニ巡查其人ノ身分ニ煩累ヲ及ホスニ至ルカ如キコトナカルヘキハ勿論警察官吏トシテ内ニ疚シキコトナク外ニ汚濁ノ行ナク警察官吏タルノ体面及其家族トシテ羞シカラヌ体面ヲ保持シ得ルヲ要ス故ニ公事ト私事トハ問ハス巡查其人ト其家族タルトヲ論セス社會ニ擯斥セラレ鄉閭ニ指彈セラル、カ如キ所業ナク嚴正ニ品行ヲ修メ警察官吏タリ及其家族タルノ體面ヲ汚損スルコトナカルヘシ (未完)

警察禮式註解

(承前)

第三十三條 室外ニ於テ上官ヨリ書類其他物件ヲ受ケ或ハ之ヲ上官ニ

チ云フ故ニ一端ト書スルトキハひとしと訓シテ一部分ナル意味ヲ有ス又且ハ朝ニシテ一旦ハ猶ホ一朝ト云フカ如シ一度ト云フカ如キ意味ニ通ス此項ノ意ハ一部分ノ奉職トシテハ其意更ニ通セス必スヤ一度既ニ奉職シタル上ハト云ヘル義ニ通セサレハ不可ナリ然ハ則チ一端ハ非ニシテ一旦トセサルヘカラス恐ラクハ植字ノ誤ニモヤアラン扱一旦巡查ノ職ヲ奉シタレハ一意巡查ノ職務ニ從事シ此間他念ヲ挿ムコトナク誠意誠心ヲ以テ奉職シ少クトモ五年ノ間ハ自己一身ノ事故ノ爲メニ辭職スルコトヲ爲サストノ決心アルヲ要スルモノトス

巡查ハ判任官ノ待遇ヲ受クル身分トナリシモ官吏中ノ最下職ニ居ルハ言ヲ待タス然レトモ其職務上ニ有スル責任ハ他ノ判任官ノ上ニ凌駕スルモノアリ便チ其一言一行ハ人民ノ模範トナリ標準トナリ其一舉一動ハ警務ノ信用威嚴ヲ保持スルノ關係ナリ有シ警察ノ

呈セントスルトキハ第三十條後段ノ法ニ依リ敬禮ヲ行フノ後適宜ニ前進シ右手ヲ以テ之ヲ受ケ或ハ呈スヘシ若シ受クル所ノ物其場ニ於テ披見スルヲ要スレハ左手ヲ副テ披見スヘシ返簡又ハ領證ヲ受クヘキトキハ舊位ニ復シテ之ヲ待ツヘシ上官ヨリ命令諭告等ヲ承ケ或ハ事ヲ上官ニ陳述セントスルトキ亦前項ニ同シ

室内ニ於テ上官ヨリ書類其他ノ物件ヲ受ケ或ハ上官ニ呈スル場合ノ敬禮ハ第二十二條ニ規定アリ本條ハ室外ニ於ケル場合ヲ規定シタルモノナレトモ其方法タルヤ室内ニ於ケル第二十二條ト同様ニシテ大差ナキヲ見ルヘシ其差異アルハ室内ノ内外タルト帽ヲ脱スルト脱セサルトニ在リ又室内ノ場合ニハ披見スルコトノ規定ナキモ本條ニハ其方法ヲ規定シタリ然レト

法令註解

モ第二十二條ニハ之ヲ不必要トシテ省キタルニアラス
 披見ノ場合ハ載セテ前條即チ第二十一條ニ在リ即
 チ左手ヲ副テ披見シ直ニ之ヲ收メ云々トアリ此條文
 チ受ケテ第二十二條ニ物件ヲ受ケ或ハ之ヲ上官ニ呈
 スルトキハ前條ノ法ニ準シ云々トアルヲ以テ若シ上
 官ヨリ受ケタル物件ノ其場ニ於テ披見ヲ要スルナレ
 ハ左手ヲ副ヘテ披見スヘキコトハ別ニ言ハストモ既
 ニ明瞭ナリ本條即チ室外ニ於ケル場合ハ第三十條ノ
 後段其駐立シアル上官ノ許ニ至ルトキハ云々ノ明文
 ニ從フノ外物件披見ノ場合ヲ引例スヘキ條項ナシ故
 ニ披見ノ手續ヲ特掲セシナリ而シテ其方法毫モ第二
 十一條ト異ナルコトナシ
 故ニ本條ノ註解ハ第二十二條ニ讓リテ之ヲ省クコト
 トセリ
 敬禮ナルモノハ常ニ下ヨリ上ニ向テ行フ所ノモノナ
 リ故ニ第二十二條ト云ヒ又本條ト云ヒ皆下班ノ者上
 ナ行フヘキモノタルコトハ忘ル可ラス

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ参照セシ

(皇宮) 第十九條 途上上官へ申告セントスルハ定式ノ禮ヲ行
 ヒ適宜前進シテ申告スベシ上官若シ歩ヲ止メシテ進行スルコ
 トヲ示シタルハ下班ノ者ハ上官ノ左側ニ副ヒ同歩シテ申告ナ
 スベシ
 但下班ノ者上官ト同行スルハ三歩後ニ從フベシ

(陸軍) 第二十條 乙 室外ノ敬禮

其一

第十二項 軍人室外ニ於テ上官ヨリ書類其他ノ物件ヲ受ケ或ハ
 之ヲ上官ニ呈スルハ第五項ノ法ニ依リ敬禮ヲ行フノ後適宜
 ニ前進シ右手ヲ以テ之ヲ受ケ或ハ呈スベシ刀或ハ銃ヲ手ニ持
 ツルハ左手ヲ以テ之ヲ捧持シナシタルハ肩銃ニ復ス若シ受
 ル所ノ物其場ニ於テ披見スルヲ要スレバ刀ヲ持タル儘銃ハ
 越テ體ニ托シ右臂ヲ以テ之ヲ支ヘ右手ヲ副テ披見ス可シ又返
 爾若クハ領證ヲ受ケベキトキハ舊位ニ復シテ之ヲ待ツ者トス
 第十三項 軍人室外ニ於テ上官ヨリ命令諭告等ヲ承リ或ハ上官
 ニ陳述ヲ爲スルハ第五項ノ法ニ依リ敬禮ヲ行フノ後適宜ニ前
 進シ之ヲ承リ或ハ陳述シ其場ヲ退去スルニ應ミ舊位ニ復シ再
 ビ敬禮ヲ行フモノトス但陳述ヲナスニハ活音ヲ以テシ且單簡
 明扼ナルヲ要ス

第三十四條 警察官吏ノ葬式ニ行遇

フトキハ其櫃ニ對シ敬禮ヲ行フヘ

法令註解

官ニ對スル場合ノ敬禮ナラサルハナシ而シテ此兩條
 ト同一ノ場合ニシテ同班ナルトキハ之ヲ如何ニ處ス
 ヘキカ禮式全體ヲ通觀スルニ準據スヘキ條項ナシ同
 班者相互ノ敬禮ハ第四條ニ同班ハ互ニ禮式ヲ行フヘ
 シ又第二十四條ニ同班ナレハ椅子ヲ離レテ敬禮シト
 アルノ外ハ同班ノ敬禮ヲ云ハス然ハ則チ同班者ニ於
 テ物品受授ノ場合其他乘馬乘車ニテ行キ過キントス
 ル場合ハ如何ナル方法ヲ執レハ可ナランカ曰同班ノ
 者乘馬若クハ乘車ニテ行キ過キントスルトキハ更ニ
 陳告スルコトナク相當ノ敬禮ヲ施シタル儘通過スヘ
 シ此場合ニ於テハ通過サレタル者ハ己レヲ凌辱セシ
 ト念フコト勿レ又物品受授ノ方法ハ上來規定ノ方法
 ニ據ルコトナク相互敬禮ヲ交換シタル後適宜ノ位置
 ニ前進シテ受授スレハ可ナリ其他上官ト下班ノ者ト
 ノ間ニ於ケル規定ニ就テハ同班者相互ノ間ニ引用ス
 ルモノ甚稀ナリ然レトモ敬禮ハ恭敬ノ意ヲ以テ之

シ

警察官吏ノ葬式ニ行遇フトキハ途上ニ於テ送葬ニ出
 逢フチ云フナリ故ニ本條ノ場合ハ會葬スルトキトハ
 大ニ異ナリトス會葬ナレハ第十二條ノ規定ニ準據ス
 ヘキモノナレトモ本條ハ其場合ヲ異ニスルヲ以テ殊
 更ニ之ヲ掲出サレシナリ

櫃ハ櫃ノ誤字ナラン歟字典ヲ按スルニ櫃ハ篋也トア
 リ猶ホ書籍ノ如キモノタリ櫃ハ釋名(書籍ノ名)ニ屍
 在棺曰櫃又白虎通(書籍ノ名)ニ櫃ハ久也久シテ復タ
 變セス又小爾雅(同上)ニ空棺ヲ櫃ト謂ヒ尸アルヲ櫃
 ト謂フトアリ以上ノ諸書ニ照ラスニ櫃ハ死屍ヲ入ル
 ハモノニアラス書籍物品等ヲ納レ置ク篋函ニシテ葬
 式ニ用フルモノニアラス故ニ櫃ハ櫃ノ誤字ナラント
 云フ所以ナリ斯ク明白ナル文字ニ對シ此ノ誤ヲ正サ
 ハルヤノ疑ナキニアラスモ畢竟淨寫ノ誤トセハ深
 ク尤ムヘキニアラス又之レニ向テ正誤ヲ爲サハルハ

明治廿四年十二月々末現在
全國在監人員表

餘リ必要ニモアラサレハナリ
其櫃即チ櫃ニ對シ敬禮チ行フヘシトアルハ他ニ會葬
ノ上官アルモ之レニ對シテハ敬禮チ行フニ及ハス單
ニ櫃ニ對シテ敬禮スルノミニテ可ナルコトヲ示シタ
ルナリ而シテ此ノ警察官吏ノ生前ノ身分ハ已レヨリ
高級ナリシカ又ハ下級ナリシカヲ問フヲ要セス總テ
敬禮チ行フヘキモノトス

陸軍禮式ヲ參照ニ供スヘシ

(陸軍) 第二十條 乙 室外ノ敬禮

其一 通則

第九項 軍人途上ニ於テ儀仗隊ヲ附シタル軍人ノ葬式ニ行遇
又ハ其傍ヲ通過スル兵等級ノ如何ヲ問ハズ其概ニ對シ敬禮
ヲ行フ可シ但其死者已ヨリ上級ナレバ死者ノ等級ニ應ズル敬
禮ヲ行フモノトス (未定)

● 正誤

前號法令註解ノ部

第六十一頁下段十二行目ハ飢ハノ誤
同 頁同 十三行目ナクハナリノ誤

統計

問 答

香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	東京	宮城	三治	兵衛	合
一三三〇	一三二二	一三二一	一四七五	八七一	四七八	七五五	四五四	五五五	一六四	一、一〇〇	五八四	一、五六八	二二五	六、一五七
一九六	一四二	一八八	二二七	二一〇	一〇〇	一四一	六三	一〇八	六					七、七二六
四	四	二	四	一	一	四	一	一	一					二二七
二	六	二	一七	三	四	三	八	二						一、八五五
二二	二二	一〇	三	三		五		三						三、一七三
一、五三三	一、四八五	一、四七二	一、四七五	一、四三〇	五八三	九六七	五二六	五七八	一七一	一、一〇〇	五八四	一、五六八	二二五	七、七二六

問 答

●新聞紙編輯人の責任等に關する

ヘーン氏との問答

(問) 新聞紙の編輯人は其全紙に就き責任を有するものに付廣告欄に登せたる事項に對しても法律上の責任あること勿論なるべしと思考す學國に於ける法律果して如何又廣告欄に記載したる事項に就き關係ある者より正誤文を寄せ來るときは編輯人は無料にて之を登載するの義務ありや實際の制度如何敢て教示を乞ふ

(答) 貴問前段に關しては千八百六十二年十一月三日の高等裁判所の判決例あり、今此判決例に據るときは編輯人は新聞紙の全體の記事に就て責任を負ふものなれば廣告に就ても亦其責任あるものなること明かなり、然るに千八百七十四年五月七日發布の法律第二十一條に據れば編輯人若し著述者若くは投寄者として一人を證明し其人獨乙の一聯邦の裁判權内

にある者なるときは編輯人に及ばす云々とあり貴問前段は右にて御了解ありたし將た又後段編輯人は廣告の正誤を無料にて載録するの義務ありや否やに就ては千八百七十四年五月七日發布の法律第十一條に明記する所なし、然れども此れは受理すべきものなるへし殊に罰すへき行爲(名譽毀損等)ありたるを然りとせんか

雜 錄

●看守訓授試作

(承前)

十四、在監人ノ身体衣服等搜檢ニ關スル

心得

門 外 漢 稿

在監人ノ身体衣服等ヲ搜檢スルハ主トシテ入監者ノ相貌ヲ撮録シ又ハ一般在監人ヲシテ許可ヲ與ヘサル物品ヲ包藏隱匿スルコトナカラシメンコトヲ期スルニアリテ在監人ノ監房ヘ出入スル毎ニ之ヲ行ヒ以テ

應禁物ノ隱匿包藏ヲ防制スルノ意ニ出而シテ惡事ヲ未發ニ防遏スルヲ以テ目的トスルモノナリ、監獄ハ素ト紀律ノ府タリ其紀律ヲ嚴ニシ在監人ノ一舉一動ヨリ飲食衣服其他所持品ニ至ル迄事々物々悉ク之ヲ制規シ寸毫モ成規外ニ踰越スルコトヲ許サ、ルハ蓋シ在監人ノ放肆ヲ制シ獄治ノ整理ヲ圖ル所以ニシテ正格且嚴密ニ之ニ檢束ヲ加フルハ拘禁ノ目的ヲ全フセントスルニアルナリ

夫レ在監人ハ戒護上ニ乘スヘキ間隙アルヲ認メハ直ニ之ニ乘シテ逃走ヲ圖リ或ハ破獄反獄ヲ企テ然ラサレハ惡戯邪欲ヲ肆ニスルコトナレ事トシ監獄ノ紀律ヲ破リ拘禁ノ目的ヲ紊ラントスル者比々皆是ナリ若シ又惡事ニ供用スヘキ物品ヲ得セシムルニ於テハ一層其隱謀ト惡業トヲ容易ナラシムルニ至ル獄治上最モ恐レ且戒ムヘキモノナリトス須ラク之ヲ防クノ方法手段ナカルヘカラサルナリ、在監人ノ身体衣服

等ヲ搜檢スルハ即チ惡事ニ供スルカ如キ利器ハ勿論
其他ノ物件ト雖モ許可ヲ與ヘサルモノハ皆搜查禁
制スル所以ノ方法ニシテ隱謀ト惡業トチ防制スル所
以ノ一手段ナリ戒護上實ニ忽諸ニ附シ難キ要務ナリ
ト是レ身体衣服等ノ搜檢ヲ以テ戒護上ノ一要件ト
爲ス所以ナリ

然リ而シテ許可ヲ與ヘサル物品ヲ得テ在監人ノ之ヲ
包藏隱匿スルノ場合ヲ按スルニ外役先又ハ其途中ニ
於テ戒護者ノ目ヲ偷ミテ獄外ノ人ヨリ貰ヒ受ケ若ク
ハ地上ニアルモノヲ拾得スルヲ以テ十中ノ八九ニ居
ルモノトス其他ハ工場ニテ窃取シ若クハ之ニ往復途
中拾得シ或ハ獄外人ヨリ在監人ニ贈與スルノ目的ヲ
以テ或ル物品ヲ監獄内ニ投入シ在監人ノ其傍ヲ通行
スル際密カニ之ヲ拾得シ或ハ入監ノ際隱蔽シテ之ヲ
監房内ニ夾帶シ或ハ監房内ニ在テ同房者ト互ニ交換
シ轉房ノ際之ヲ夾帶スル等ノ場合ナリトス而シテ其

ノ疎漏ニ歸セサルヘカラス而シテ搜檢ノ疎漏ハ即チ
戒護ノ不行届チ證明スルナリ之ヲ換言セハ搜檢ノ精
疎如何ハ戒護上嚴否如何ノ反映ニシテ包藏隱匿ノ行
ハルハ取リモ直サス戒護ノ緩慢疎漏ナルヲ示スナ
リ、如此檢束ノ道立タス戒護ノ術行ハレサレハ拘禁
ノ目的ハ終ニ達スルコトヲ得ス監獄ノ失休之ヨリ甚
タシキハナシ、或ハ事ナキニ忤レテ搜檢ヲ怠リ或ハ
多人數ノ搜檢ヲ行フコトアルニ當リ煩雜ヲ避クル爲
メ只儀式的ノ搜檢ニ止メ敢テ嚴密ニ之ヲ行ハス一時
姑息ノ扱ヲナス者ナキヲ保セヌ何ソ思ハサルノ甚タ
シキ一朝包藏隱匿物ニ因テ破獄反獄若クハ逃走等チ
爲ス者アルニ會セハ如何シテ其責ヲ塞カントス平常
事ナキヲ特ミトシ備フヘキニ備ヘス爲スヘキヲ爲サ
ス無事ニ忤レテ注意ヲ怠ラハ其間ニ乘セラレ不慮ノ
事變ヲ醸スハ事實アリ勝チノコトナルハ言ヲ俟タ
ス、事生シタル後ニ至リテ悔ユルハ効ナキナリ決シ

包藏隱匿スルコトノ巧ナルハ實ニ想像ニダモ及ハサ
ルモノ多シ、故チ以テ在監人ヲ監房へ出入スルニ當
テハ如何ナル場合ト雖モ必ス先ツ其身体衣服等ヲ搜檢
スルノ必要ヲ認識シ得ルナリ否必ス嚴密ニ之ヲ行ハ
サルヘカラサルナリ又搜檢上許可ナキ物品ヲ所持ス
ルヲ發見スルハ其物品ノ何タルヲ問ハス直ニ之
ヲ取上ケ其出所ト之ヲ得タル方法手段并ニ之ヲ使用
スルノ目的等ヲ取糾シ詐言騙語ニ欺カル、コトナク
能ク其實ヲ舉クルコトヲ怠ルヘカラス

若シ身体衣服等ノ搜檢ニシテ儀式ニ止リ注意ノ周密
ヲ缺キ搜查ノ疎漏ニ涉ルニ於テハ物品ノ包藏隱匿ヲ
ナスコト自由自在トナリ之ヨリ生スル弊害ハ枚舉ニ
遑アラズ其極ハ終ニ破獄反獄等不測ノ事變ヲ生起ス
ルニ至ル實ニ蟻穴破堤ノ古諺ニ負カサルナリ、夫レ
此ノ如キ弊害及破獄反獄等不測ノ事變生起スルヲ以
テ隱匿包藏セシ器物ニ基因ストセハ其責ハ全ク搜檢

テ取り返シハ出來サルナリ油斷大敵トハ是レ此謂ナ
リ、戒護ノ局ニ當ル者ハ其責任ノアル所ヲ顧慮シ事
ヲ平常ニ慎ミ且戒メサルヘカラス故ニ戒護者タルモ
ノハ充分ニ搜檢ノ順序方法等ヲ領得シ苟且偷安チ事
トスルコトナク周倒嚴密ナル注意ト扱トヲ以テ包藏
隱匿ノ跡ヲ絶チ誠實ト熱心トヲ以テ其職務ヲ盡スノ
覺悟アルヲ要スルナリ尙ホ左ニ在監人ノ身体衣服等
搜檢ニ關スル心得中必要ナル事項ヲ左ニ掲ケテ以テ
當局者ノ參考ニ供セント欲ス

一、搜檢ハ在監人ノ新ニ入監シ、他監獄ヨリ押
送セラレ、釋放、出場、假出獄假出場責付
保釋等ニテ出獄シ、他監獄へ押送シ、裁判
所外役等ヨリ歸監シ、轉監若クハ轉房シ、
内役場浴室運動場教場等ヨリ還房シ、其他
物品運搬等ノ爲メ物置場若クハ倉庫ニ出入
シタル者ノ還房スル等ノ時ニ行フヘキモノ

- 二、前項ノ外在監人ノ監房ヲ出入スル時ハ如何ナル場合ト雖其身体衣服ヲ搜檢シ異狀怪跡ナキヲ確認スルニアラサレハ之ヲ許スヘカラス
- 三、搜檢ヲ行フニハ先ツ衣服ヲ解脫セシメテ身体ヲ檢査シ了テ衣服ヲ搜檢スルヲ以テ順序トス但身体檢査ト衣服ノ搜檢ト各々分擔者アルハ此順序ニ依ルヲ要セス
- 四、搜檢ヲ行フニハ最モ綿密ニ爲スヘシ但可成敏捷ニ之ヲ行ヒ徒ニ時間ヲ浪費スルコトナキ様注意スヘシ
- 五、身体ヲ檢査ハルハ先ツ頭髮ヲ搜リ、又口ヲ開カシメテ其内部ヲ改メ、手ヲ上ケシメテ其腋下ヲ調ヘ、足ヲ舉ケシメテ其裏面ヲ見、手掌ハ之ヲ廣ケシメ、手足ノ指間ハ一々

解縫ノ上調査スヘシ

- 九、刑事被告人ノ自衣ト雖之ヲ搜檢シ襟ハ特ニ嚴査シ書キ物等ノ縫込アルヲ通過セサル様注意スヘシ
- 十、總テ衣服ノ襟ニハ怪キコト最モ多キヲ以テ特ニ之ニ注目シ又外役場ヨリ歸監スル者ハ種々ノ物品ヲ包藏スルコト多キヲ以テ其搜檢ヲ嚴密ニスヘシ

- 十一、蒲團ハ先ツ上ヨリ之ヲ押ヘ内部ニ固キモノアルカ又ハ異ナル音響アル等少シニテモ疑ハシキ廉アルヲ認ムルハ上官ノ指揮ヲ請フテ之ヲ解縫シ以テ其搜檢ヲ嚴重ニスヘシ

- 十二、在監人ノ穿用セシ履物就中草履ハ一々之ヲ檢査シ異狀ナキヲ認メダル上ニアラサレハ之ヲ穿ナテ監房前ニ至ラシムヘカラス

- 十三、在監人身体衣服等ヲ搜檢スルニ當リ若シ在

- 之ヲ開キ、鼻及耳ノ孔穴ハ之ヲ覗キ、肛門ハ四ツ匍ヒニナスカ又ハ器具アラハ之ヲ依テ檢査シ了テ全体ヲ通觀シテ異狀ノ有無ニ注目スヘシ
- 六、新入監者ノ身体ヲ檢査スルニハ獨リ隱蔽物ノ有無ヲ注視スルニ止マラス能ク其相貌ヲ撮錄シ置クヘシ
- 七、衣服ヲ搜檢スルハ先ツ其表裏ヲ通觀シ異狀ナキハ襟其他便宜ノ處ヲ以テ之ヲ振ヒ更ニ其襟ヲ摘マミ又ハ押ヘ若クハスゴキ、其他縫目ハ一々之ヲ調ヘ疎漏ニ失セサル様注意スヘシ
- 八、若シ綿入ナルハ特ニ其搜檢ヲ綿密ニナシ先ツ之ヲ押ヘ若クハ握ル等十分ニ搜檢ノ手段ヲ盡シ綿内ニ包藏物等ナカラシムル様注意シ疑ハシキ廉アルハ上官ノ指揮ヲ請ヒ

- 監人中ニ如何ナル物ニテモ投棄スル者アルヲ認ムルハ必ス其投棄セシ場所ニ就キ其投棄物ヲ改ムヘシ鼻紙ト雖棄ル者アラハ決シテ看過スヘカラス其内ニハ往々他物ノ包藏シアル恐アレハナリ
- 十四、新入看者ノ携帶品ハ勿論外役場等ヨリ歸監スル者ノ携有スル物品ハ總テ搜檢ヲ怠ルヘカラス
- 十五、搜檢ノ際隱蔽物アルヲ發見スルハ其品物ヲ添ヘ狀ヲ具シテ隱蔽者ノ姓名ヲ看守長ニ申告スヘシ

●豫戒制度の先蹤 (承前)

但し此二種の擔認の相別るゝ所は、主として此擔認を命し、及び之を沒收する方法に在りどす、依りて予は先づ治安保持の爲めの擔認に關し、如何なる

事由の爲め之を命するかを説き、次いて之を沒收する方法を論し、然る後行狀を善良ならしむる爲めの擔認に關し説を爲さんと欲す

(第二) 治安判事は左の數項に該當すと認むるときは之に擔認を命し以て治安を保持することの保證を爲さしむることを得

(甲) 何人たりとも治安判事の面前に於て爭鬭を爲し、又は他人を殺傷せんと脅迫し、又は暴言惡口を以て他人と論爭し、又は兇器或器を携へ若くは多衆の徒黨を率ひて諸方を徘徊し以て民衆に驚怖の念を起さしむる者

(乙) 何人たりとも徒らに他人を煽動して訴訟を起さしむる者(我邦の俗に所謂三百代言)

(丙) 警察官吏の面前に於て治安を妨害するの行爲ありて之か爲め特に引致せられたる者

(丁) 嘗て擔認を命せられたるものにして其條件

は其脅迫者に對し擔認を命せられんことを治安判事に請求することを得 (未完)

寄 書

● 囚人に接する感情の變遷

を論ず

在浦和 下間 鳳城

吾人は豫め或は感情なるものは物に接し事に獨れ時間の經過するに隨つて漸次變遷移動あるものなることを思惟しをかさるべからず夫れ卒然として此れに觸れ俄然として彼れに接する時の感情と其の悠然として接觸し熟慮考察の後に起る感情とは必ず相違あるものなり予は茲に世人か囚人に與ふる感情の常に渠等に親炙する余輩と大なる相違あることを陳へて

に違背したる爲め擔認の沒收を受けたる者

以上は治安判事か其職權上、擔認を命することを得る場合なるか治安判事は尙ほ其他の事由により擔認を命することを得るものとす、則ち一人の請求に依り之を命するを得ることはなり、即ち一人にして

(甲) 他人より、自己の居宅を燒拂はんと脅迫を受け、爲めに驚怖の念を懷くに充分の理由あるとき

(乙) 他人より殺傷若くは監禁等の方法を以て身体に危害を加へ又は自由を抑制せんと脅迫を受け、爲めに驚怖の念を懷くに充分の理由あるとき

(丙) 直接に前二項の脅迫を受けざるも第三者をして前二項の行爲をなさしむべしとの脅迫を受けたるとき

以て世人に一考を請はんとす予は嘗て流車に割し某地に旅行せしが車中の群客長途の無聊に退屈し雜談紛然として起りしが話頭一轉して囚人の事に及びし時一客あり放言して曰く囚人は舊幕時代の如く片端しから首を切りて其根を絶つに如くなし渠等は一度臭き飯を喰へば最早や改心の出來ぬものなり然るに今日の如く渠等を丁寧に取り扱ふは實に人民愁苦の狀態を察知せざるものゝ處爲のみと勢ひはなはだ鋭く傍人皆な其の言に服し如何にも左様で御座ると云はぬばかりなり予は此の時まで啞然として在りしか餘りに堪へ兼ね一語を交へて其の詰論たることを辯駁したることあり凡そ物を論ずるには豫め其の物体の成立經過等の關係を明にし且つ其の性質を吟味せざるべからず苟も然らずして猥りに判斷を下すときは大なる誤謬の見解に陥りて當に己れが無能を嘲笑せらるゝのみならず反つて其の物に大なる害惡を與

ふることあり豈に慎むべきことならずや
然り而して獄事に疎なる世人の漫論は尙は恕すへき
ものありと雖も余は我が一般監獄吏員の中にして往々
此の種の見解を有するものあるを認知せることあり
豈に悲しからずや然れども其の人にして経験と觀察とを重ぬるの日は必ず自から前論の非なるを猛省
せることあらんと思量し未だ曾て別に之を論説すること
を爲さざりしなり然れども其等の人にして猛省するに
至らずして日々生起する事件を處理するに當つて過ち無
きを保し難ければ即ち茲に一言を煩はす所以なり

凡そ治獄の事を論するもの概ね唱へて曰く治獄の方
法懲感化にあり否感化懲感にありと往々辯駁論難
するところ然れども余を以つて之を見れば俱に未だ
盡さざる處あり抑も學問社會にありても人間交際の
場裡に入りても物に差別と平等との二途あること并

ん又た地方の民俗風情に依りては感化誘導を便利とし
又た懲戒警責を專要とするもあらん雖然是皆な其の
目的を達するが爲めの方便にして言に左右あるのみ
なれば懲感を除いて感化もなく感化を除いてまた懲
感なきものなり喩へば一紙に尙は表裏あるが如く表
を除いて裏面なく裏面を除いて表面なく又た紙体
なきが如し然ればすなはち之の點に就いて公平なる
觀察を下すときは彼の論者が懲戒主義否感化主義と
相ひ排するは徒らに一方の見にして僻論たることを
免かれざるを認識するを得べし予はすでに如此懲感
感化必らず二途ありて存するものにあらざることを
辨明したれば更に論歩を進めて本題の所詮を論述す
べし

偕て予が經驗を以て之を論すれば彼の監獄初見の人
が先づ腦裡に浮現する觀念中には必ず種々の想像生
起し來るべしと雖ども就中獄内の役場を巡視して數

に又表裏前後の次第あることを知らざるべからず夫
れ懲感といふ感化と云ふ固より二物あるにあらす只
た治者の見識如何にあつて存する而已更に言を換へ
て之を云へば富嶽に登るに登途四方にあるが如し其
の甲州よりするも駿河よりするも俱に是れ高根の月
を賞觀するにどゞまれりとするときは其の登途の東
西と南北とを以つて互に相ひ排擠嘲罵するの要あら
んや然れども甲州地方の人民は甲州より登るを便とし
駿河方角の者は其の地方の山路を攀るをもつて利
とすることなれば其の登山に際しては只た便利如何
を顧るにあるのみ今夫れ治獄の要を採りて略言すれ
ば渠等在囚をして非を悟り過を悔ひ復た罪を犯さ
るに至らしむるを得れば則ち治獄の所詮茲に於てか漸
く達したりと謂つ可しすでに達したりと爲せば其統
治者が其の目的を達せんが爲めには懲感を經とし感
化を緯とし以つて誘導するを必要とするものもあら

十人若しくは數百人雜然として役を執り格別憂愁の
風狀もなく安然とせるを見又た或は入監再三に及び
而かも其等の徒に限り在獄中反則の行爲數回あり之
を論すも慢めす之を罰するも懼れず剩さへ時に或は
守衛官吏に對して暴行を加ふることあるが如き傍若
無人の振舞を列觀し來りてや々歎息して曰くとても
此等の暴漢狂徒惡婦狡兒を御するには手安き所作に
ては統治せらるべきものにあらざれば宜しく嚴科峻
法を以て懲罰せざるべからずと然るに又思へらく從
來治獄の主義には懲感といへることあり成程斯る不
良の囚人を制御するには言説を以て當るは緩漫にし
てまどろしければ無論懲感主義(嚴詰の意味)を取ら
ざるべからずと茲に初めて自家の主義を斷定するに
至る蓋し是れ概ね初期見參者の主義を確定するの機
會にして此等の人が其當時罰したる跡を見るときは
嚴峻に過ぎたるやの感なき能はず然るところ是より

歲月を経過し因情に通し渠等の内幕を寫明し幾多の失敗を重ねるに隨ふて終に思へらく肉體のみに苦痛を與ふる所遇は寧ろ加辱に失し易くして且つ効力の著明ならざることあり加之囚人も心服せされば曩の所謂我が採用して懲懲主義として實行し來りしは即ち感化的分子を含有せる懲戒にあらすして武斷一邊の懲戒(嚴酷)にありしことを發見し爾來大ひに方針を改めて以て慈悲的種子を含蓄せる處遇を採用するの止むを得ざるに至れることあるは予が往々にして實見し來りたるどころなり是れ即ち初めて獄事に從事せるもの、慣例習態とも謂つ可きものにして固より誤謬の見解たることを免かれずと雖も抑も亦た何人も免るゝ能はさるどころなり之を要するに人の情感あるものは物に馴れ事態に熟するに伴ふて變遷移易ある者たれば當初卒然の考案を以つて直ちに不拔の眞理なりと速了し自己も不稽の謬見に陥り亦

た在囚にも不期の災を與ふるが如き憂虞のなからんことを切望し聊か鄙見を略陳して我が敬愛する同業諸君の注意を請ふ所以なり

●雇人ニ關スル警察令ノ發布
ナ望ム

東京 某 生 投

雇人タル者ノ備フべき要件一ニシテ足ラズト雖も其最モ必要ナルハ篤實正直ナルニアリ是ヲ以テ凡ソ人ヲ雇ヒ入レントスルトキハ知己朋友ニ就キ品行端正志意善良ナル者ヲ求メテ雇入ル、ト雖モ此方法ニヨリ雇ハル、者ハ眞ニ僅少ニシテ多クハ桂庵ノ手ヲ經テ雇入ル、ヲ常トス而シテ桂庵ハ多年ノ經驗ニ據リ人ノ性行ヲ鑑識スルノ明アルベシト雖モ決シテ誤リナキヲ期スベカラサルノミナラズ營利ノ爲メニ或ハ善良ナラザル者ヲ周旋スルコト少シトセス桂庵ノ保

在リテ其勞役ニ服スルモノヲ云フ

第二條 雇人トナラントスルモノハ奉公帳ハ警視總監ノ定ムル一定ノ簿冊ニシテ自由ニ製造販賣

セシム、ヲ購求シ之ニ原籍區、町、村長ノ身分族

籍ノ照明書ヲ添へ所轄警察署ニ願ヒ出ヅベシ

第三條 奉公帳ニ檢印ヲ願出ヅルモノアルルハ警察署ハ之レニ願人ノ原籍身分職業年齡人相ヲ記入シ檢印ヲナスベシ

第四條 雇人解雇サレ又ハ雇ヲ辭スルルハ雇主ニ

自己奉公中ノ行狀及技倆ニツキ其證明ヲ奉公帳

ニ記センヲ求ムベシ若シ雇人ハ己レニ不利益

ナル慮妄ノ記事ヲ雇主ガナシタル場合ニハ警察

署ニ出願シテ其記事ノ變更ヲ求ムルヲ得

第五條 雇主ハ前條ノ證明ヲ拒ミ又雇人ニ不義不正ノ所爲アルヲ知リナガラ之ヲ隱蔽シ之レニ反スル事實ヲ證明スル雇主ハ金貳圓ノ罰金ニ處シ

證ハ到底信用ヲ措クニ足ラサル者ニシテ桂庵ノ手ヲ經テ雇入レタル下男下女ノ品行善良ナラサル爲メニ其損害ヲ蒙リタル者ノ多キハ予輩ガ常ニ耳ニスル所ナリ、ヨシ又一步ヲ譲リテ善良ナル者多シトスルモ初テ新識ノモノヲ雇入レタルルハ其人ノ性行ヲ知識スルマデハ之ヲ信用シ安シテ使用スルヲ得ズ又雇人ニアリテモ其間ハ疚シカラサル心情ヲ疑ハレ不愉快ニシテ技量ヲ現ハス能ハサルヲ以テ雙方ノ不利益大ナリト云フベシ

以上ノ不便ハ主トシテ都人士ノ感ズル所ナレバ予ハ左ノ如キ警察令ヲ東京市ニ布カレンコトヲ切ニ當局者ニ希望スル者ナリ

第一條 雇人トナラントスルモノハ豫メ所轄警察署ノ檢印アル奉公帳ヲ所持スルモノニアラザレバ雇人トナルヲ許サス

雇人トハ金錢ノ報酬ヲ得シガ爲メニ他人ノ家ニ

尙ホ其證明ヲ信シ爲メニ損害ヲ蒙リタル雇主ニ
對シテ賠償ノ責ニ任セシム

第六條 奉公帳ヲ紛失スルハ其旨ヲ届出デ新ニ

第二條ノ手續ヲナスベシ

前項ノ旨趣ヲ記入シテ檢印ヲナスベシ

第七條 本令ノ手續ニハ手數料ヲ徵收セズ

第八條 本令ハ何年何月何日ヨリ實施シ其日以後

雇人トナルモノニ適用ス

以上ハ唯大綱ヲ掲ケタルノミナリ而テ以上ノ警察令

ヲ實施スルトキハ實ニ左ノ如キ大利益ヲ生ズ

第一 雇主ハ奉公帳ニヨリ 心シテ雇入レ雇人ハ

疑ハルハ、フナクシテ雇ハルハ、フナ得ルナリ

第二 善ヲ賞シ惡ヲ懲ラス

第三 犯人ヲ搜查發見スルノ候アリ

ルハ公衆ノ確認スル處復タ何ノ疑フ所アラランヤ然
レハ典獄ト云ヒ書記ト云ヒ一舉一動紀律ノ範圍ニ依
ラスンハアルベカラス斯ル紀律ノ範圍内ニ在リナカ
ラ服裝ニ紀律ナキハ或ハ事態ニ適セザル哉ノ疑問ヲ
免レズ尙シ一朝事アリ部下ヲ指揮スルカ如キアラ
ハ典獄其人ニシテ衆多標目トナルノ制服ナクシテ可
ナランヤ縱令面識アレハトテ各種ノ服ヲ着シ多衆紛
雜錯亂塲裏ノ中ニ立テ充分ノ指揮監督ヲ爲シ得ル
コハ甚タ難シト謂フベシ果シテ爲シ得ラルベキカ余
輩未ダ信ヲ措ク能ハサルナリ且ツ平常靜穩ナリト雖
モ一目ノ下威儀整正儼然ノ風姿ヲ表示シ囚徒ヲ制御
スルハ暗々裏ニ屈服從順ノ感想ヲ惹起セシメ矯正
感化ノ途ニ於テモ一日缺クヘカラサル要點タルハ明
々瞭々タリ如是陳辯スルハ典獄ハ閻羅王然トシテ
牛頭馬頭ヲ使役スルモノ、如ク思惟スル者アラン決
シテ左ニアラス内ニハ溫柔平和ノ心術ヲ採リ外ニハ

●典獄並監獄書記制服ノ必要

岡山 吉 備 男子 稿

監獄ハ紀律ノ府ナリ典獄ハ監獄ノ首領ニシテ刑ノ執
行ヲ爲スニ百揆秩序のヲ以テ監獄官即チ書記看守長
看守等ヲ統轄監督スルト同時在監囚ハ嚴然タル紀律
ニ服從セシメ之ヲ矯正感化シ徹頭徹尾自由奪剝刑ヲ
執行シテコソ治獄ノ目的ヲ達シ得ルモノト謂フヘシ
而シテ刑罰ノ効果ヲ熟シ案スルニ社會人智ノ度ニ伴
隨シテ犯罪者カ奸黠傲慢モ亦タ益々甚タシト謂フベ
シ斯ノ如キ奸黠傲慢ノ囚徒ヲ駕馭スルニ於テ莊重威
嚴無シハアルベカラザルナリ然ルニ或ル論者ハ典獄
ナリ書記ナリ直接ノ檢束事務ニ關係アラザレハ別ニ
制服ノ必要ヲ見スト嗟乎其一ヲ解シ其二ヲ悟ラス實
地經驗ナキ皮相論者ト謂ハザルヲ得ス其故如何トナ
レハ紀律ノ府タル監獄ニシテ典獄ハ即チ之レカ首領
トナリ事々物々ヲシテ紀律ノ下ニ運動セシメツハア

莊重威信ヲ以テ部内ヲ統轄スルハ治獄御因ノ緊要方
便ナリ書記ハ固ヨリ庶務計算刀筆ニ從事スル官吏ト
雖モ常ニ紀律ノ府タル監獄ニ出入シ俗ニ所謂地蔵顔
ノ如キ異様柔弱ノ服ヲ着シ從容兇惡ノ徒ニ接スルハ
權衡其當ヲ得ス否ナ何ヲ以テカ彼等カ猛獍狡智ヲ挫
キ屈服從順ナラシムルヲ得ンヤ夫ノ軍屬軍醫ト書記
トハ同一視シガタシト雖モ彼レモ亦刀筆計算ニ從事
スル官吏ナラズヤ然リ而シテ制服帶劔出入スルモノ
ハ軍紀ノ中ニ在ルヲ以テナリ監獄ノ事タル固ヨリ紀
律嚴正チ主トシ運動シツハアル署府ニシテ獨リ書記
ニ服制ナキハ隔靴搔痒ノ至リナラズヤ然リト雖モ其
制ヲ設クルノ利害得失如何ハ大方ノ諸君子必ス見ル
所アラン冀クハ卓說高論ヲ惜ム勿レ

とて近頃有名なる訴訟は遂に原告等の敗訴に歸した
 り是れは先年東京府會にて東京市に水道を布設すへ
 の之に反對し爾來其準備等者各處に演説をなし或は水に
 道工事の中止を論し或は其廢止を説く等其勢中々盛
 にし殊に昨秋以來一層其氣勢を進め保安上其儘に
 差措き難き次第はなれり乃ち水道工事中止の演に
 説かれたる治安を妨害するものなり散處分を不當に
 本義中云ふ昨年十二月中止解散を命ぜり
 言人中島又五郎外數名を以て下谷警察署長足立綱之
 氏外二署長を被告とし水道問題演説會解散に關する
 不當處分取消及び損害賠償請求の訴訟を東京地方裁
 判所に提起したり然るに右等行政上の處分に出づ
 論なれば通常裁判所は於て裁判の權なきこと勿
 論訴の抗辨を爲したり然るに原告代理人は飽くまで
 司法裁判所の管轄なる旨を陳辯し立會檢事も亦原
 告の意見に賛同したる由なりしか愈々裁判判決とな
 り原告には訴訟提起の權なしと言渡され全く被告の

鹿宮熊佐福高香富石
十兒崎本賀岡知川山川
島
縣縣縣縣縣縣縣縣縣

二〇〇〇七三八〇〇二

四二二
五〇〇一八一〇〇〇

一〇 一 一 三
六九一八八一四二

一七三 九 一 九 三 二 二 七 一 四 三 四

福島縣西北河郡白河町草間昇外三名の人々が同縣知
 事渡邊清氏から下したる豫戒命令を不當とし去月十二
 日同縣知事を被告取り豫戒命令取消の急訴を福島地
 方裁判所へ提起したる由は本誌第四號に記載したる
 敗訴なるか去る十日愈々裁判判決となり遂に原告等
 命訴たる固と縣知事の職權内に在りて司法裁判所の
 關與すべきものに非らずと云ふにありと聞く即ち當
 時予輩が豫察したる所と異なることなし委細は本誌
 第四號を參看あるべし

●在監人の頭髮
 北海道集治監に於ては今度本分監の在囚の頭髮を五
 分程に短薙し且つモミアゲの毛を耳の附根より平行
 に剃り落すことになしたりと云ふ是れは逃走の際搜
 索に一層の便利を加ふる爲めなりと聞く

●囚徒の旅費
 刑事の參考人として囚徒を他の地方裁判所へ出頭せ
 しめられたるときは刑法附則に従ひ旅費日當に限り

勝訴となれり判決素より當然なり居たり近頃は東京地方裁判所の判決素より當然なり切たる事件を裁判所に提起して裁判所は勿論該行政官廳をも煩はすに至りては實に顰眉に堪へざるなり

●監獄署内の電燈

大阪府監獄署に於ては來る四月一日より電燈を設置する由に於て昨今其準備中なりと聞く是れは曩日大阪府會に於て來る明治廿五年度より監獄署内に電燈を設置せんことの議決を経たるに因るものなりと云ふ十九世紀の魔術者の稱ある電氣遂に監獄に入る

の一報あり
 至るや二日郵便報知新聞發行停止の報
 一々之を神戶警察署に於ては市内購讀者の家に臨み
 しか發行停止に就て警察署に持歸る杯中々嚴重なり
 頗る珍らしき話なり
 新聞紙の差押はしき發行所若くは發行人の手に在る
 もの(二)發賣所頒布所若くは發賣人頒布人の手に在る
 供する爲め揭示若くは貼付しあるもの(四)公衆の縦覽に
 中に在るもの等要すは未だ一般公衆の手に入らざる
 歸したる新聞紙は之を差押へからざる人の新聞紙
 條例の解釋上當然のことにて内務大臣か新聞紙の發
 行を停止若くは禁止し及び其新聞紙の差押を命するに
 當り且ツ未配布ノ分ハ差押フヘシと令達するに
 就ても承知せらるへし、今前記の一報は此戸通信者
 の附記せる如く頗る珍らしき話にて神戸一報に既
 は恐らく何にか行違あるへしと信せらる、其故は既
 に購讀者の手に入りたるものは職權上又た法律上差
 押へからざるものなればなり、但し警察官か購讀者
 者の家に臨み差押を視るへからざるものあり其故は差押
 とは公權を以て人民の私有を勾收するものなるに若
 し相對談示の上之れを引上ぐるか如きは差押と云ふ
 之へからざることを許さし其承諾を得て新聞紙を貰受
 する官は一々人民に對談し其承諾を得て新聞紙を貰受
 くるか如きは恰かも一私人相互の間に於て授受する

先頃の臨時選舉競爭の爲め、死傷甚しく之が爲
 今其筋の調査に於ける所は、依れば一月二十三日より二
 月二十三日の間に至る全國死傷の計數は左表の如し、此
 表に依れば死者の最も多きは高知佐賀にして福岡石川
 之に次ぎ而して負傷者の最も多きは石川佐賀にして外隱
 て高知福岡熊本之に次ぐ但し本表掲ぐるも選舉競爭
 の爲め負傷したることを公言するを耻ぢ隠蔽せしむる
 の殊に夥しき由なれば實際は果して幾千の數位に達
 せしやは確實に之を知るには由なし

府縣名	大府	群馬縣	千葉縣	栃木縣	奈良縣	福井縣
選舉競爭に關する死傷一覽表	重傷	輕傷	小計			
〇〇〇—一〇	一二一〇〇〇	二二四〇〇六	三四五一六			

均しければ固より公權を以て權制的に差押へたる
 の流布は同一の談にあらず又警察官は有害な新聞紙
 の故法律、職權の及はざる所は他の手段を以てし
 こも其手段のあらん限りは之を盡すへきこと勿論の
 次第にて則ちコ、ラの旨意より購讀者の家に就き新
 聞紙を取集められたるものにも憾ありて爲め却つて
 り簡短に過ぎ實情を盡さるゝの虞なき能はず、依つて
 記者は茲に一言し敢て事實の如何を確めんことを欲

五十三

調査したる六圓七圓給の巡査の數を聞くに六圓俸の巡
 査は四十千七百九十餘にして七圓給の巡査は七千九百
 八十餘なり故に十増俸にして因て月餘圓なり從前より下
 級巡査の實に於て幸福を得らるる六十餘圓の風潮に由るも
 のあるとはいへど警察事務の進度此下級の俸給を與
 ふるの不適當あるを見認め勅令を發せらるゝの感佩に至り
 しものなれは愈勉勵心を發揮し此特恩に酬ゆるの心掛ける
 と同時に勉勵心を發揮し此特恩に酬ゆるの心掛ける
 なくんはあるへからず
 ●新工夫の詐欺術
 詐欺術も追々進化した頃各新聞に手代又は書記入
 用月給は若干進望の者は至急申込あるへしなど廣
 告幸いあると就て尋田合書生又は構生は宏に取引も
 麗奇としたる會社又は商店の様に思はれ且つ取引も
 相應にある様見受けらるゝ故にさき雇使の相談に
 取掛るに先方は身元金を出さぬ者は一切難し併し
 又規則も何分にも寡手にしては相談に及び難い少
 し月給も多分金の多寡に應じては高下あると云ふに
 金に差入れらるゝしなど云ひ殊に此等會社商店は
 諸方の雇人受宿も課し合せ巧みに人を釣寄せ愈々
 身元金の方を収めて雇人辛抱もなすや手ひき已む得ず自
 雇人の方より解雇を申出づるや當分の規則にては自己
 の便宜により解雇を申出づるや當分の規則にては自己
 をも拂渡さるゝ規則なりなど申募り遂に首尾能く身
 元金を騙取たるもの悪策を運らす者中々多く又此種
 術に於ては充分此邊の注意せられ度思ふなり
 良保護に力を致さるゝなり
 (田舎人報)

●巡査採用規則註解(承前)

(田舎人投)

